

平成28年第4回

置戸町議会定例会会議録

平成28年6月28日開会

平成28年6月29日閉会

置戸町議会

平成28年第4回置戸町議会定例会（第1号）

平成28年6月28日（火曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 5期目の町政執行にあたって
- 日程第 4 議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 5 議案第53号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 6 議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 7 議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第45号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第46号 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第47号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第48号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第49号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第50号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第15 報告第 8号 例月出納検査の結果報告について
- 追加日程第1 同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 5期目の町政執行にあたって
- 日程第 4 議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 5 議案第53号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第 6 議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 7 議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第45号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第46号 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第47号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

- 日程第11 議案第48号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第49号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第50号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
日程第15 報告第8号 例月出納検査の結果報告について
追加日程第1 同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命について

○出席議員（10名）

- | | | | | | | | |
|----|----|----|----|-----|----|----|----|
| 1番 | 前田 | 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 | 恒 | 議員 |
| 3番 | 高谷 | 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 | 勇 | 議員 |
| 5番 | 阿部 | 光久 | 議員 | 6番 | 岩藤 | 孝一 | 議員 |
| 7番 | 小林 | 満 | 議員 | 8番 | 石井 | 伸二 | 議員 |
| 9番 | 嘉藤 | 均 | 議員 | 10番 | 佐藤 | 純一 | 議員 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

- | | | | | | |
|---------|----|----|-------------|----|----|
| 町長 | 井上 | 久男 | 副町長 | 和田 | 薫 |
| 会計管理者 | 鎌田 | 満 | 町づくり企画課長 | 栗生 | 貞幸 |
| 総務課長 | 菅野 | 博敏 | 総務課参与 | 東 | 誠 |
| 町民生活課長 | 鈴木 | 伸哉 | 産業振興課長事務取扱 | 和田 | 薫 |
| 施設整備課長 | 大戸 | 基史 | 地域福祉センター所長 | 須貝 | 智晴 |
| 施設整備課技監 | 高橋 | 一史 | 町づくり企画課財政係長 | 小島 | 敦志 |

〈教育委員会部局〉

- | | | | | | |
|--------|----|----|--------|-----|----|
| 教育長 | 平野 | 毅 | 学校教育課長 | 蓑島 | 賢治 |
| 社会教育課長 | 今西 | 輝代 | 森林工芸館長 | 五十嵐 | 勝昭 |
| 図書館長 | 深川 | 正美 | | | |

〈農業委員会部局〉

- 事務局長事務取扱 和田 薫

〈選挙管理委員会部局〉

- 事務局長 菅野 博敏（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 田 中 英 規

臨時事務職員 中 田 美 紀

議事係長 尾 俊 輔

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成28年第4回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、8番 石井伸二議員及び9番 嘉藤均議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第44号から議案第54号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

・報告第8号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤議員〔登壇〕 北見地区消防組合議会結果報告。

去る平成28年5月20日招集の第1回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告をいたします。

はじめに、会議録署名議員の指名を行い、会期を5月20日の1日間と決定いたしました。

次に本会議に提案された議件は、5件であります。

議案第1号 損害賠償の額を定め和解することについては、平成27年10月21日、北見市豊地61番地30にて発生した同一建物からの再出火により損害を与えた一般住宅火災に関し損害賠償について相手方と話し合いを進めた結果、損害額847万6,100円について合意が得られましたことから、地方自治法の規定により議決を求めます。なお、賠償金につきましては、当消防組合が契約しております、消防業務賠償責任保険の適用を受け、保険会社より直接給付をいたすものであります。

次に議案第2号 和解については、平成27年10月21日、北見市豊地61番地30にて発生した同一建物からの再出火により類焼した、北見市豊地61番地12の一般住宅に損害を与えた件に関し、すでに相手方が加入する火災保険により所有の建物、付属倉庫に生じた損害の補填を受けたことから、北見地区消防組合に対する損害賠償請求その他民事、刑事、行政上その他一切の責任追及を行わないとの申し出があり、地方自治法の規定により議決を求めるものであります。

次に議案第3号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約については、同事務組合の加入団体が解散したことに伴い、規約別表第1及び別表第2の一部を変更する必要が生じたものであります。

次に議案第4号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約については、同事務組合の加入団体が解散したことに伴い、規約別表第1の一部を変更する必要が生じたものであります。

次に議案第5号 公平委員会委員の選出については、本年5月23日をもって任期満了となりますことから、選任候補者として今泉賢治氏、中澤博之氏の両名を引き続き選任し、新たに村林宏氏を選任し、地方公務員法の規定により議決の同意を求めるものであります。

菊池豪一議員より質疑があり、議案第1号及び議案第2号について関連があり、合わせて質問を受け、管理者より回答がなされました。その後、議案第1号から議案第5号に対する質疑討論を行い、原案のとおり可決承認されました。

続きまして、去る平成28年6月6日招集の第2回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告をいたします。

はじめに、会議録署名議員の指名を行い、会期を6月6日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は2件であります。議案第1号 工事請負契約の締結については、消防署留辺蘗支署移転改築に係る建設主体工事、平成29年3月中の完成を目途に実施するもので、予定価格が1億5,000万円を超えるため、工事請負契約の締結に当り、契約及び財産の取得または処分に関する条例の規程により議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第1号 継続費繰越計算書の提出については、消防本部、消防署、統合詰所移転改築整備事業に係る平成27年度年割額の残額について、地方自治法施行令の規定により繰越計算書を提出するものであります。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上で北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成28年7月28日、報告者 嘉藤均。

○佐藤議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月30日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月30日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 5期目の町政執行にあたって

○佐藤議長 日程第3 町長から5期目の町政執行にあたっての所信説明のため発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

(以下、記載省略。5期目の町政執行にあたって、別添のとおり)

○佐藤議長 これで町長からの5期目の町政執行にあたっての所信説明を終わります。

◎日程第 4 議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてから

◎日程第 6 議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてまで

————— 3件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第4 議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてから日程第6 議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてまでの3件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第52号は、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。また、議案第54号につきましては、北海道市町村総合事務組合理約の変更についてであります。52号、53号、54号まで議案の説明については、総務課長よりご説明を申し上げます。

〈議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について〉

○佐藤議長 まず議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について説明いたします。

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約(昭和32年1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のように変更する。

規約の変更理由及び改正趣旨につきましては、平成27年11月30日をもって北空知学校給食組合が当組合を脱退したこと並びに本文の一部の表現の変更で、規約第1条、第3条、第5条中の字句の整備及び別表を改めることについて協議するためであります。

第1条中「健全化を」を「健全化に」に改める。

第3条中「地方公共団体」を「市町村、一部事務組合及び広域連合」に改める。

第5条の表中「市にあっては、通じて1人町村にあっては北海道総合振興局及び北海道振興局の管内」を「市にあっては通じて1人、町村にあっては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）別表第1の所管区域に定める地域」に改める。

別表を次のように改める。

説明資料として別冊、議案第52号説明資料 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約新旧対照表は後程ご覧ください。2枚めくり附則をご覧ください。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第52号の説明を終わります。

〈議案第53号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について〉

○佐藤議長 次に議案第53号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第53号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について説明いたします。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

規約の変更理由及び改正趣旨につきましては、平成27年11月30日をもって北空知学校給食組合が解散したことに伴い、別表第1より削除する必要が生じたためです。

別表第1中「北空知学校給食組合」を削る。

説明資料として別冊議案第53号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約新旧対照表は後程ご覧ください。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第53号の説明を終わります。

〈議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について〉

○佐藤議長 次に議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について説明いたします。

北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

規約の変更理由及び改正趣旨につきましては、平成27年11月30日をもって北空知学校給食組合が解散したことに伴い、別表第1及び別表第2より削除する必要が生じたためです。

別表第1空知総合振興局（34）の項中「（34）」を「（33）」に改め、「北空知学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「北空知学校給食組合」を削る。

説明資料として別冊議案第54号説明資料 北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表は後程ご覧ください。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第54号の説明を終わります。

○佐藤議長 これから、議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてから議案第54号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてまでの3件を一括議題とし、質疑を行います。議案の順序で行います。

○佐藤議長 まず議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。質疑はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

議案第53号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。質疑はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

議案第54号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。質疑はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから、議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてから議案第54号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてまでの3件について一括討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第52号から議案第54号までの3件について討論を終わります。

これから、議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてから議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてまでの3件を一括して採決します。

議案第52号から議案第54号までの3件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって議案第52号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてから議案第54号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてまでの3件については、いずれも原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例
から

◎日程第14 議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画
の一部変更についてまで

————— 8件 一括議題 —————

○佐藤議長 次に日程第7 議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例から日程第14 議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの8件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第44号は、置戸町税条例の一部を改正する条例であります。また、議案第51号は置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてであります。議案第44号につきましては、町民生活課長よりご説明を申し上げます。また、議案第51号については、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。この間のそれぞれの議案につきましては担当課長の方から内容について説明を申し上げます。

〈議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

平成28年度地方税法等の一部を改正する等の法律及び関係政令の一部改正が交付されたことに伴い、置戸町税条例につきましても関係規定の整備が必要となったことから所要の改正を行うものでございます。

それでは改正内容につきましてご説明いたしますので、別冊の議案第44号説明資料 置戸町税条例の一部を改正する条例をご覧ください。

左の欄は項目、右の欄は改正概要となっております。はじめに独立行政法人等の統廃合による規定の整備ですが、税条例第56条は固定資産税の非課税の適用を受ける際に、申請書への記載事項を規

定しておりますが、条文中独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構に変更となったため、規定の整備を行うものでございます。

改正箇所は議案第44号説明資料 置戸町税条例の一部を改正する条例新旧対照表1ページをご覧ください。左が改正後(案)、右が現行となりますが、上段の太字で記載があります現行の欄、または第12号の固定資産を若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限るに改め、表の下の方、独立行政法人労働者健康福祉機構を独立行政法人労働者健康安全機構に改めるものです。

先程の説明資料にお戻りください。

次に、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充ですが、現在、税条例附則第10条の2にわがまち特例として本町に関連する9つの固定資産の特例規定を設けています。わがまち特例とは、地方税法に定める範囲内で地方公共団体が特例措置の内容、例えば適用期間や割合を条例で定めることができる仕組みですが、今回の地方税法の改正により、太陽光発電施設等において特例措置の延長をした上で、わがまち特例として条例で規定をする改正がございましたので規定の整備を行うものでございます。

附 則

第10条の2 第4項の改正は、地方税法附則第15条第2第5号が新設されましたので、条文中法附則第15条第2項第6号を法附則第15条第2項第7号に改めるものです。

2ページをご覧ください。第6項から次のページ第10項までがわがまち特例として新設する規定でございます。第6項は、固定価格買取制度の対象外の自家消費型太陽光発電設備の償却資産課税標準額に3分の2を乗ずる規定となります。第7項は風力発電設備の償却資産課税標準額に3分の2を乗ずる規定です。第8項は、水力発電設備に2分の1を乗ずる規定。第9項は地熱発電設備に2分の1を乗ずる規定。

3ページをご覧ください。第10項は、バイオマス発電設備の償却資産課税標準額に2分の1を乗ずる規定を新設するものです。その下、条項の整備は第6項から第10項を加えましたので、第6項を第11項に、第7項を第12項に、第8項を第13項に、第9項を第14項にそれぞれ繰り下げるものです。

次に、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の規定の整備でございますが、税条例附則第10条の3に新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告が規定されております。第10条の3第8項は熱損失防止工事を行った住宅やマンションの改修工事部分に係る固定資産税額から3分の1の減額を受ける際、必要書類を添付し、第1号から第5号まで規定する内容を申請書に記入することになっておりますが、今回の改正により第5号の規定を熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等に改めるものです。減額措置の対象となる工事は、当該改修工事に要した費用から補助金等を控除した額が50万円を超えるものと規定がございましたので、補助金等の把握が必要となるため改正を行うものでございます。

議案第44号説明資料 置戸町税条例の一部を改正する条例新旧対照表は後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

附 則

第1条 施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

第2条は、今回改正となる固定資産税に関する経過措置等を規定しております。

以上で議案第44号の説明を終わります。

〈議案第45号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第45号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第45号についてご説明申し上げます。

議案第45号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

本改正の改正内容につきましては大きく分けて2点ございます。1点目は地方税法施行令等の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、これと整合性を図るため関係する規定を整備するものであります。2点目は健康保険税の税率を見直すものでございます。

改正内容の説明に入る前に、置戸町国民健康保険の状況につきましてご説明をいたします。議案第45号説明資料1ページ。平成28年度国民健康保険税 所得階層別世帯分布表をご覧ください。

表の左から2番目の欄、本年度の総所得金額の合計は昨年に比べ約1億6,195万円増の13億8,600万円となっておりますが、所得階層で見ますと、左の欄、所得階層0円の世帯では右側の世帯割合の欄になりますが、全体の24.7%。0円から200万円未満の世帯では全体の72.4%を占めており、昨年同様国保加入者のほとんどが低所得者である状況が変わりません。また、平成27年中の国保加入世帯の給与所得も前年を下回っている状況でございます。反対に1,000万円以上の世帯が昨年の30世帯から11世帯増の41世帯となり、所得500万円以上の世帯のほとんどが農業者世帯となっていることから、農業所得が増えたことにより所得が押し上げられた状況にあります。

その下の表、課税基本情報の表をご覧ください。左の項目欄、所得割課税標準は、先程ご説明した通り増額となっておりますが、世帯数、被保険者数ともに前年より減少しております。その下の表、軽減世帯情報ですが、左の項目の欄、下から2段目、軽減世帯数は減少しており、反対にその下の軽減被保険者数は前年に比べ若干ですが増えております。今回の軽減制度の拡充に伴い、それまで2割軽減の対象者が5割軽減対象者となったことなどにより、表の通りの増減になったと考えております。

次に給付の状況ですが、資料はございませんが、被保険者の減少に伴い、保険給付費全体では前年比約460万円の減となりましたが、交付金が精算等により大幅に減額となったため、約2,450万円の基金繰り入れを行っております。

このように、保険税の確保において農業所得に左右されやすい状況や、1人あたりの保険給付の上昇、平成30年度からの新たな国保制度導入など、さまざまな課題と平成28年度も当初予算において3,880万円の基金繰り入れを行うことなどから、国民健康保険運営協議会からの答申を受け、本年度は基礎課税分の均等割額と平等割額をそれぞれ引き上げ、国保加入者全体で負担をし合う考え方で保険運営を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、均等割、平等割を引き上げ、収入見込額を積算したところ、予算に対し200万円ほど不足額を生じます。本年度の交付金の交付状況や保険給付の状況にもよりますが、より一層保健

師との連携により給付の抑制に努めてまいりたいと考えております。

それでは条例の改正内容につきましてご説明いたしますので、議案第45号説明資料、2ページ、平成28年度置戸町国民健康保険税条例改正をお開き願います。

表の左から改正項目、関係条項、改正内容、適用年月日となっております。

はじめに改正項目の1は課税限度額の改正です。国において昨年同様課税限度額超過世帯の割合を全体の1.5%に段階的に近づける方針により、昨年に引き続き引き上げを行うものでございます。改正内容の1、課税限度額の引き上げの表、区分の欄をご覧ください。国民健康保険税は基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの内訳でご負担いただいておりますが、条例第2条第2項に規定する基礎課税分、医療費に対応する分でございますが、課税限度額を52万円から54万円に。第2条第3項に規定する後期高齢者支援金等に対する分を17万円から19万円に引き上げをします。介護納付金分については今回変更はございません。

続きまして改正項目の2は減額基準の改正です。減額基準の改正につきましては低所得者に対する軽減措置を拡充するもので、昨年に引き続き5割軽減と2割軽減を拡充するものです。

改正内容の2、低所得者に対する軽減措置の拡充をご覧ください。①5割軽減の拡充。条例第23条第2号の規定につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保数に乘すべき金額を26万円から26万5,000円に改正。②2割軽減の拡充。条例第23条第3号につきましては、世帯の軽減判定所得の算定において、被保数に乘すべき金額を47万円から48万円に改正するものです。なお7割軽減の所得基準につきましては現行通り変更はございません。

以上2点が地方税法施行令等の改正によるものでございます。

続きまして改正項目の欄、3. 税率の改正。改正内容の欄、3. 基礎課税額の均等割額及び平等割額の改正でございます。国保税は所得に対するものと土地家屋の固定資産税額に対するもの、加入者1人あたりに課税される均等割と加入者1世帯あたりで課税される平等割の4つの項目で計算されます。この計算方法により基礎課税額と後期高齢者支援金分、介護保険2号加入者の保険料をそれぞれ計算し、国保税を算出します。今回の改正部分は基礎課税分の均等割と平等割をそれぞれ引き上げるものでございます。

3ページをご覧ください。関係条項の欄、第5条は均等割額を、第5条の2は平等割額を定めておりますが、改正内容の欄、基礎課税額の均等割を現行の2万1,800円から2万4,800円に3,000円引き上げます。次に平等割額ですが、世帯の区分として特定以外の世帯、通常の一般世帯を指しますが、特定以外の世帯と特定世帯、そして特定継続世帯の3つの世帯区分が規定されております。

特定世帯とは国保加入者が1人だけの世帯のうち、特定同一世帯所得者がいる世帯とされており、特定同一世帯所得者とは後期高齢者医療制度の適用により国保資格を喪失し、その後も継続して同一の世帯に属することを言います。こ世帯になった後5年間は基礎課税分と後期高齢者支援金分の平等割額は3分の1減額されます。

特定継続世帯とは特定世帯に該当して5年を経過した後の3年間、基礎課税分と後期高齢者支援金分の平等割額が4分の1減額される世帯を言います。表の平等割、特定以外の世帯は現行の2万6,400円から2万7,200円に800円引き上げます。特定世帯は現行1万3,200円から1万

3, 600円に400円引き上げ、特定継続世帯は現行1万9,800円から2万400円に600円引き上げます。

次の第23条の規定は所得に応じた減額規定でございますが、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減を規定しております。7割軽減の例でご説明いたしますと、いちばん上の表第5条で規定する金額が減額前の金額ですから、減額前の均等割額、改正案で2万4,800円ですが、これの7割、1万7,360円を減額額として7,440円をご負担していただく。また、平等割では特定以外の世帯では2万7,200円から1万9,040円を減額し8,160円をご負担していただく。特定世帯は1万3,600円から9,520円を減額し4,080円のご負担。特定継続世帯では2万400円から1万4,280円を減額し、6,120円をご負担していただく改正内容となります。

同じ考え方で、第23条第2号に規定する5割軽減では、均等割額を現行1万900円から1万2,400円に。平等割額特定世帯以外の世帯では現行1万3,200円を1万3,600円に。特定世帯では6,600円を6,800円に。特定継続世帯では9,900円を1万200円に減額する額を改正します。

第23条第3号に規定する2割軽減では、均等割額を現行4,360円から4,960円に。平等割額を特定世帯以外の世帯では5,280円から5,440円に、特定世帯では2,640円を2,720円に。特定継続世帯では3,960円から4,080円に減額額を改正するものでございます。

以上が改正内容となります。なお、別冊の議案第45号説明資料置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては後程ご参照願います。

本議案にお戻りください。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

第2条 改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で議案第45号の説明を終わります。

〈議案第46号 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第46号 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第22号）の一部を次のように改正する。

現在乳幼児等医療費助成事業につきましては、北見市と訓子府町、置戸町の1市2町と北見医師会との協定により助成事業を行っておりますが、助成内容につきましては0歳から小学校就学前の乳幼児については医療費の自己負担を初診時一部負担のみとして残りを助成。小学生の場合は入院と指定訪問看護は助成対象となりますが、自己負担の1割もしくは初診時一部負担のみをご負担していただき、残りを助成する事業内容としております。今回1市2町との協議により、小学生への助成範囲、

入院と指定訪問看護のみとなりますが、これを中学生までに拡大いたしたく条例改正をお諮りするものでございます。

それでは改正内容につきましてご説明いたしますので、別冊議案第46号説明資料 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

左の欄は改正後（案）、右の欄は現行となっております。はじめに標題を現行の置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例から置戸町子ども医療費の助成に関する条例に改めます。次に第1条中、現行の乳幼児等を子どもに改めます。第2条、用語の定義でございますが、第1号中乳幼児等を子どもに改め、満12歳に達する日（誕生日の前日）を満15歳に達する日に改め、第2号中、乳幼児等を子どもに改めます。第3条は受給資格者の規定ですが、乳幼児等を子どもに改めます。

次のページをご覧ください。第6条は助成の範囲を規定しておりますが、改正後（案）の欄、3行目後段但し書きの規定ですが、ただし、満6歳に達する日後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後最初の3月31日までの者であつては、入院及び指定訪問看護に係る額とするに改めることで、中学生まで入院、指定訪問看護に限りますが、助成の拡大を行う規定に改正するものでございます。

参考までに議案第46号説明資料 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例に助成拡大部分の図を載せておりますので、後程ご確認をお願いいたします。

本議案にお戻りください。

附 則

第1項 施行期日ですが、この条例は、平成28年8月1日から施行する。

第2項は経過措置でございますが、この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

第3項は置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正ですが、乳幼児等医療費の助成に関する事務につきましては、この条例により個人番号の利用が可能となっておりますが、今回標題を改めますので、規定の整備を行うものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わります。

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時40分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第47号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第47号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 議案第47号について説明いたします。

置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。
置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)
の一部を次のように改正する。

今回の条例改正は学校教育法の一部改正により、現在までの小・中学校に加え新たな学校の種類として小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う小中一貫校を義務教育学校として追加したことにより、条例第10条第3項第4号において規定する放課後児童健全育成事業所に配置する学校教育法の規定に基づく資格要件に義務教育学校を追加するものです。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第10条第3項第4号の規定は、平成28年4月1日から適用する。

なお、議案第47号説明資料として新旧対照表を添付しておりますので後程ご参照ください。

以上で議案第47号の説明を終わります。

〈議案第48号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に議案第48号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第48号について説明いたします。

平成28年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

平成28年度置戸町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億7,176万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,376万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、後程別冊の平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第1号)で説明いたします。

第2表 地方債補正について説明いたしますので、4ページをお開きください。

第2表 地方債補正。今回の変更はいずれの事業も追加によるもので、旧勝山公民館改修工事からファミリースポーツセンター耐震補強及び大規模改修工事までの6事業で、限度額の合計は9億4,140万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりです。

引き続き平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第1号)により説明いたしますので、事項別明細書の最終18ページをご覧ください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になりますが、左から2列目前年度末現在高、3その他(2)過疎対策事業債の欄ですが、平成27年度事業費の確定により280万円減額し、16億9,868万6,000円に、その下の合

計欄46億5,644万9,000円に変更をいたしました。

次に、当該年度中増減見込みの起債見込額欄をご覧ください。3その他(2)過疎対策事業債の欄は今回の補正に係る変更で、9億4,140万円を追加し、11億1,490万円に。合計欄ですが、本年度起債見込額は12億3,810万円となります。1番右側の列の合計の欄ですが、平成28年度末の残高見込みは53億8,345万円となります。

以上で第2表 地方債補正の説明を終わります。

次に第1表 歳入歳出予算補正についてご説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

(以下、記載省略。平成28年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

○佐藤議長 しばらく休憩します。

休憩	11時56分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

議案第48号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第1号)事項別明細書。14ページ、15ページ。

3. 歳出。10款教育費、2項小学校費。スクールバス運行に要する経費から。
学校教育課長。

(以下、記載省略。議案第48号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。別添のとおり)
<議案第49号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)>

○佐藤議長 次に議案第49号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第49号の説明をいたします。

議案第49号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,510万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,740万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正につきましては、後程別冊の平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)で説明いたします。

第2表 地方債の補正について説明いたしますので、2ページ目をお開きください。

第2表 地方債補正。

今回の地方債の補正は後程歳入予算で説明いたしますが、簡易水道整備事業に係る地方債の補正です。当初限度額は6億9,930万円としておりましたが、事業執行による事業費の減額に伴い1億2,350万円を減額し、5億7,580万円に変更いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はありません。

続いて第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、記載省略。議案第49号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。別添のとおり）

〈議案第50号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に議案第50号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）。

施設整備課長。

○大戸施設整備課長 議案第50号の説明をいたします。

議案第50号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,639万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,609万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正につきましては、後程別冊の平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）で説明いたします。

第2表 地方債補正について説明いたしますので、2ページ目をお開きください。

第2表 地方債補正。1、追加。

後程歳入予算で説明いたしますが、特定環境保全公共下水道事業の追加による地方債の補正です。事業執行に伴い610万円を追加するものです。

3ページ目をお開きください。

2、変更。農業集落排水事業に係る地方債の補正です。当初限度額は1,730万円としておりましたが、事業執行に伴い680万円を増額し、2,410万円に変更いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法の変更はありません。

続いて第1表 歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の6ページ、7ページをお開きください。

（以下、記載省略。議案第50号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）。別添のとおり）

〈議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について〉

○佐藤議長 次に議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。
町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第51号について説明いたします。

議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更する。

本文中「2. 産業の振興」の(3)計画の表に別紙の事業を追加する。

今回の過疎計画の変更ですが、本定例会に提出中の補正予算におきまして、財源対策として過疎対策事業債の発行を予定している事業について過疎計画への追加が必要になったことから変更を行うものです。北海道との協議を進めておりましたが、6月15日付で事前協議が整いましたので、その内容について議会の承認を求めるものでございます。

追加の内容について説明いたしますので、次のページをご覧ください。

過疎地域自立促進市町村計画【変更】の表になります。計画本文の2. 産業の振興に関する表で、15ページ29行目の変更になりますが、表の右側、変更後の欄、事業名に(6) 起業の促進。事業内容に旧勝山公民館改修。事業主体に置戸町の文言を追加いたしました。

続いて資料による説明をいたしますので、議案第51号説明資料 置戸町過疎地域自立促進市町村計画参考資料【変更】をご覧ください。

この表は過疎計画の参考表になっておりまして、計画本文の事業計画の表に概算事業費と年度区分を加えたものでございます。右側変更後をご覧ください。概算事業費に5,000万円、年度区分で平成28年度に同じく5,000万円を追加しております。なお、補正予算につきましては農業振興に要する経費、旧勝山公民館改修工事として2,620万円を計上いたしましたが、今回の工事は事務所部分に係る一部改修としておりますことから、今後想定されます改修分の経費を見込み、概算で5,000万円としております。

以上で議案第51号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで議案第44号から議案第51号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第15 報告第8号 例月出納検査の結果報告

○佐藤議長 日程第15 報告第8号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第8号について申し上げます。監査委員が平成28年2月29日、3月31日及び4月30日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付の通りの結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

お諮りします。

ただいま町長から同意第2号が追加提案されました。これを日程に追加し、追加日程第1としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって同意第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命について

○佐藤議長 追加日程第1 同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。
教育長は退場してください。

(平野教育長 退席)

○佐藤議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第2号は置戸町教育委員会教育長の任命についてでございます。

本案につきましては、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして、新教育委員会制度のもとで、そのメリットと言いますか、教育委員会の審議の活性化あるいは任命責任の明確化、さらには教育政策の方向性の明確化等、これらについて円滑な教育行政を執行するためであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、置戸町教育委員会教育長に、次の者を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

住所は常呂郡置戸町字拓殖7番地の16、氏名は平野毅でございます。生年月日は昭和28年1月29日生まれで、現在満63歳でございます。

平野氏の経歴等については、平成24年7月26日に教育長に任命をいたしましたし、25年11月に2期目の任命ということで、この時に経歴等について申し上げておりますので省略させていただきたいと思っております。

なお、現教育長であります平野氏の任期については平成29年10月31日まででありますけれども、本年6月30日付で辞職する旨届け出がございました。教育委員会でそのことについての同意をされております。新しい制度のもとでの教育長の任命であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により省略します。

これから同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第2号 置戸町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

教育長の復席を求めます。

(平野教育長入場、着席)

◎散会宣言

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 13時41分

平成28年第4回置戸町議会定例会（第2号）

平成28年6月29日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第45号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第46号 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第47号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第48号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第49号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第50号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第11 意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第12 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第45号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第46号 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第47号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第48号 平成28年度置戸町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第49号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第50号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第11 意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第12 議員の派遣について

○出席議員（10名）

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	鎌田	満	町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	菅野	博敏	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長事務取扱	和田	薫
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	須貝	智晴
施設整備課技監	高橋	一史	町づくり企画課財政係長	小島	敦志

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	蓑島	賢治
社会教育課長	今西	輝代教	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館長	深川	正美			

〈農業委員会部局〉

事務局長事務取扱 和田 薫

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野 博敏（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	田中	英規	議事係長	尾俊	輔
臨時事務職員	中田	美紀			

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、1番 前田篤議員及び2番 澁谷恒壹議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日、議会から提出された事件は、次のとおりです。

・意見書案第2号 議員の派遣について。

本日の説明員は、先日配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

8番 石井伸二議員。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 それでは通告に従い一般質問をしたいというふうに思います。

その前に井上町長におかれましては5期目の当選誠におめでとうございます。体には十分注意され、特に健康面につきましては留意されて、そのリーダーシップを存分に発揮していただきたいというふうに思います。笑顔輝くまちづくりということで、我々質問する側、提案をする側も笑顔で自席に戻れるというか、答弁を期待して1つ目の質問をしたいというふうに思います。

6月8日、赤字バス路線補助削減の新聞報道がありました。すぐに次の日にはバス業界、数日後には道も補助金維持の要望を出すほどバス協会、北海道、路線関係自治体に大きな衝撃が走ったところでもあります。6月16日、今年度については前年度と同額確保されているということで一安心はしたところですが、今後の不安についてはぬぐえないところでもあります。

池田町では路線合理化に動き出す前に利用者増のための独自の補助制度の検討に入ったという報道もありました。本町置戸町でも通院、通学補助を実施していますが、町内間だけでもバスカードなどを配布して利用拡大策を講じるべきではないかというふうに思います。コミュニティーバスの運行も

含めて弱者対策を伺うものであります。また、ＪＲ北海道の列車減便、駅の無人化などますます不便さが増しております。バス同様高齢化が進む長距離移動手段としてのＪＲの役割はとても大きいものがあると思います。ＪＲ北海道との協議内容と動向、町の影響、その対応について伺うものであります。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 公共交通機関としてのバスまたＪＲの現状と課題、また対応についてというご質問でありますけれども、最初にバス等について申し上げたいと思います。

議員の方からお話がありましたように、赤字バス路線に対する国の補助金、運行費の２０分の９を上限にして国と北海道がその２分の１ずつ補助をするという制度で、今運行されているわけでありまして。６月８日だったでしょうか、もう少し早いのかもかもしれませんが、国土交通省から道内のバス会社にそうした通知が来たようであります。

この補助金が減額されるとの新聞報道もあったわけですが、現時点では前年度同額の予算が確保されるんじゃないかというような情報も伺っております。しかし、バス事業者の方からはこの補助金が減額されると経営がもちろんさらに厳しくなると、したがって補助金が減額されるということは減便あるいは廃止を検討せざるをえないんだというのが私どもにバス会社等から入ってくる情報であります。

本町にとってもこの地域の足として申し上げるまでもなく重要でありますし、不可欠であるということから、平成２９年度、来年度のこの国の予算動向というのをきちっと見極めていかなければならないというふうに思っていますが、この夏の中央要請活動の中でもこうした問題について国の方にその予算確保に向けてやっていきたいと、このように思っております。

町内における公共交通対策ということでのお話も少しありました。バス利用者に対しては通学、通院助成を行っているわけでありまして。また、この他に患者輸送車、またスクールバスの利用拡大、これも試験運行ということで行っておりますけれども、利用者は減少傾向にあるというのが実態であります。

議員の方からも町内業者に対する新たな支援策も必要でないかというご質問がございました。現在、来年度からのスタートに向けた検討を進めておりますけれども、高齢者あるいは体の不自由な方につきましては、やはり大型バスへの乗り降り、あるいは自宅からバス停までの移動というものについても大変であろうというふうに思います。一方、置戸市街地区でも中心部から距離のある方については通院あるいは買い物の際の交通手段に苦勞されているだろうということもお話として伺っておりますし、そのことも私自身も承知しているつもりであります。

高齢者にとって利用しやすい車両の導入あるいは送迎の方法、また路線バスの維持に向けては町内以外の一般利用者の方々ということになりましょうか、こうした人たちももちろんでありますけれども、一般利用者の利用の他に、勝山温泉ゆうゆの利用増に向けた対応策ということも念頭に置いていく必要があるだろうというふうに思っております。こうしたことも併せて町内利用者に対する支援策というものを来年度具体的な形で示していきたいなど、このように思っております。

それからＪＲ北海道の石北線にかかる関係ではありますが、これまでの経過について若干申し上げたいと思います。ご承知のように昨年の６月に留辺蘂駅あるいは美幌駅の無人化、そして上白滝、旧白

滝、この無人駅について廃止をすると。さらに今年の4月には石北線及び宗谷線の運行見直しについての新聞報道がございました。内容はご承知のように経営難のために車両の更新での資金の目途が立たないということ。また、乗降客も大幅に減少しているんだと。従いまして来年春のダイヤ改正に合わせて見直しをしていくというものであります。

この報道に対して北海道はもちろんそうでありますけれども、私どもオホーツク管内の活性化期成会としても4月20日にJR本社の方に赴きまして、直接的に事実確認を行ったところであります。当たり前のことといえば当たり前のことなでありますけれども、この新聞報道の内容についてはJR本社としては公式に発表しているわけではないと。もちろん会社でありますから、内部でいろんな角度から検討しているということは認めておりましたけれども、公式には何のコメントも出しているわけではないというふうな言い方でありました。私どもが要請と言いますか、事実確認に行った後に、JR北海道の方から記者会見があったのもご承知かと思えます。報道内容については承知をしていないと。具体的な見直しは会社としても決定はしていないというような発表もあったわけでありましたが、車両が一番の問題として老朽化しているんだと。それに対して車両の更新についての資金と言いましょか、不足しているんで、なかなか車両更新には手が届かないんだと。加えて赤字経営が続いていると。この現状を考えていくと、今のような運行の仕方というのは非常に難しいということについては会社としても、JR北海道としても認めている点であります。

私どもそうしたことを考えますと非常に残念なことでありますけれども、高齢者社会への対応あるいは道内の観光ニーズが急速に高まっている中で、公共交通網へのより質の高いサービスということが期待されているわけでありまして、現実はその時代に逆行するような鉄道事業を運行しているJR北海道の姿勢と言いましょか、発言というのは私どもにとっても極めて残念な思いが致すところでありまして。

しかし、いずれにいたしましても、鉄道が果たす使命ということを考えますと、現行体制が負の方向に見直されていくことについては、今後の北海道経済あるいは過疎地域に住む私たちの生活においても非常に大きな影響があるというふうに思っているわけでありまして、今後そうした観点から関係市町村はもちろんでありますけれども、北海道あるいは北海道議会とも連携を図りながらJR北海道との協議は精力的に積み重ねていかなければならないというふうに考えております。

しかし、現状最も重要なことは、この国土交通省あるいは国会議員がJR北海道という会社をどのように考えているのか。鉄道事業のあるべき姿をどのように描いているのか。この辺が非常に重要なポイントだろうというふうに思っています。もちろん、ご承知のように国も大変厳しい財政状況であります。地方合わせてでありますけれども、ご承知のように1,100兆円にも及ぶこの赤字財政をどうしていくのかというのが、現内閣における最大のテーマだというふうに思っています。そうした問題を抱えている中でこの鉄道事業について国はどう考えていくのかという、国としても極めて重要な状況にあるだろうというふうに思っております。当然ながら私どもが今後における要請活動もこうしたことを考えながら行っていく必要があるだろうというふうに思っております。今後とも重要な公共交通機関として確保していかなければならないということは論を待たないわけでありまして、精力的に関係機関と一緒にやって要請活動をこれからも展開していきたいと、このように考えております。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 大変状況としては厳しいのかなということはわかっていたのかなんですが、やはり今回の報道を受けた時に、銀河線廃止につながった前兆と言いましょうか予兆、そういうものを感じたところであります。であるならば減便や廃止の前にさらなる利用増を図っていかねばならないのかなというふうな思いで、今回バスカードの配布等々というようなご提案をさせていただきました。

自分が本当に小さい時に、小学校、中学校の時であっても、公共交通の当時池北線であったり銀河線であったり、それを利用して北見に行ったり、町内間の中では境野や勝山の友人のところに遊びに行くというような、子供たちの足としてもそういった公共交通を使ったのかなというような思いがあります。

現状、町内を走っておりますバスの状況を見ますと非常に少なく、何かすごい寂しい思いをしているところですので、できることならばやはり小さな子供たちも利用できるような状況というか、そういったものを作っていく必要があるのではないかというふうに思っております。今回置戸町のみならず、沿線の関係自治体との協議も含めて、これからの存続等々について検討していかねばならないというふうに思いますので、利用拡大に向けてのもっと積極的な政策を行っていただきたいというふうに思います。

特にこれから夏休みに向けて小学生等、プールの利用等もございます。その際やはりバスを使って集まってもらうということもできるのかなというふうに思いますので、利用拡大に向けての政策。すぐにやれるというようなことがあればやっていただきたいなと思いますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 鉄道事業、バス事業ばかりじゃなくて、いつも問われることでありますけれども、やはり利用増を図るという極めてわかりやすい議論がいつも登場してくると思います。しかし、現実はこの利用の問題というのなかなか難しいというふうに言わざるをえないと思います。

先程もちょっと申し上げましたけれども、置戸の街の中における域内バスと言いましょうか、そういうバスも過去に議員さんからのご質問もありましたし、町もいろいろ調査もしてきました。利用の実態というものも調べてきました。これからどのくらい利用者が確保できるのかということも含めてやってきましたけれども、先程申し上げましたように、現実には利用する人が少なくなる、そういう状況であります。もちろん人口減というか、人口が少なくなっている。夏休み等のお話もありましたけれども、小中学生も少なくなっている。いわゆる利用する絶対数が減っているということも、やはりいろいろ大きな問題としてあると思います。

そうした中で北海道北見バスが北見の方から置戸を通り、そしてゆうゆのところまで行っているわけではありますが、現実はこの利用客数と言いましょうか、非常に少ない状況であります。そうした中で利用者を増やすということについていえば、やはりなかなか難しい問題だなというふうに思っております。町で何らかの助成をしたとしても、それがこのバス会社にとって本当にプラスになるだけのものがあるのかというような感じがいたします。

あの、プールの利用をだとかという話がありましたけれども、これは夏休み期間中に限ってということになるかと思いますが、3地区で、勝山、境野、秋田、ここについては往復スクールバスを運行

しているということであります。このこと自体はバス会社自体にプラスになるという、営業利益につながっているというものではありませんけれども、足を確保するという意味では、こういう運行をしているということでご理解いただきたいと思えます。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 そういった子供たちの足を確保するということというのはスクールバス等に対応されているということは重々わかっておりますけれども、限られた時間、どうしても決まった時間のみの運行ということで、子供たちにとってはもっと自由度がある時間が確保できていないのかなど。例えば少し遅くなった等々については両親等々が迎えに来ているという実態もあろうかと思えますけれども、もっともっとやはり学校の行き来や友達の所に遊びに行くところにおいても、バス利用なんかをどんどんしていただければなというような思いがあって、先程の再質問になったわけではありますが、もっともっとやはりバス利用という部分で積極的に行政からも町民に働きかけていくことが今後も必要でないかということで、ここの部分ではお願いをして質問を終わりたいというふうに思えます。

続きまして、商工業従業員等の育成策についてということで質問をいたします。これまで農林業界において画期的機械設備等間接的補助支援がございました。商工業界での設備投資の借入金金利補助や店舗改修補助、空き店舗新規起業家補助もつきました。しかしながら、企業経営に厳しさを感じて廃業を考えている方も少なくはないというのが今の現状だというふうに思えます。そこで課題の一つに、従業員等の資格取得がございました。それがなければ仕事にならない。今高卒で就職した場合、道交法のもと、普通自動車しか運転できません。しかし、業種によっては中型免許等がなければ仕事にならないというのが現状であります。今度、多分業界からの要望もあり、準中型免許、車両重量7.5トン未満の車を18歳から取得できるようになります。現在では年数を経て会社を休み、30数万円をかけて大型免許等を取得するには本人負担も大きなものがあります。企業としても対応に苦慮するところでもあります。この際商工会を通じてでも、一定の条件付きで支援してはいかがでしょうかということです。

商工会でも技術向上を図るための技能資格取得研修に対する支援と制度調査を始めるところであります。先の質問にもあったように、例えばコミュニティーバスの運転手の確保、または消防車を運転できる消防団員確保にもつながる施策だというふうにも考えますが、いかがでしょうか。仕事上での資格ということで、自動車免許が例となるかは別といたしまして、他の資格取得の際の対応も考えていくべきだというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 商工業従業員等育成策をいうことでもありますけれども、商工業の振興が町民生活においても、また町内の経済の活性化と言いましょか、こういうことにおいてもその影響というのは非常に大きなものがあるであろうというふうに認識をしているところであります。

私の5期目の町政執行にあたって、空き店舗を活用した新規開業あるいは店舗等の改修に対する支援の継続をあげております。ご承知のとおりであります。また、新規の施策として民間賃貸住宅の建設を促す支援策として予算計上したところでもあります。

ご質問の従業員等の育成策の一つとしての資格取得に対する支援についてであります。近年様々

な業態で後継者不足あるいは専門技術者の不足などが言われておりまして、文字通り人的不足が大きな課題になっているというのはご案内のとおりであります。

先日、バス事業者の方とお話する機会があったんでありますが、いろいろお話されておりました。有資格者の採用がなかなか集まらないんだと。高校の新規卒業者を採用して、経験を積ませた後に大型免許を取得させているんだと。そういうことも会社として行っているんだけど、免許を取得した後にすぐ辞めていくんだと。そういうようなお話がありました。こういうパターンが決して少くないんだというようなことも言っておりました。

町の方では、役場の方では町有施設を管理している職員というのがいらっしゃるわけですが、現場の作業もいろいろありますから、草等の刈り払い機などの作業機械を扱う作業員の人たちがいるわけですが、短期間でありますけれども講習会を受講させたり、また取得に向けてのこともいろいろやっているところであります。また、再講習、それから更新の時の講習についても必要に応じて受講させているわけがあります。

いろいろ法律的には安全衛生教育講習会を受けさせなければならないというようなこともありますし、事業体としては当然のことだと思うんですが、そうしたこともやっております。そういう意味では各事業所とも苦労されていることの一つということで理解をしているつもりであります。

一方、この企業活動の一環での資格取得ということは、営利を目的とした事業展開との兼ね合いというものもあるというふうに思います。しかし、議員からもお話がありましたけれども、大型免許の取得にあたっては30数万円かかるようでもありますし、当然ながらその間での会社を休むという形もありますから、いろんな意味で事業主の人たちも大変だろうなど。その辺のところは十分理解して、これからの支援策も考えていかなければならないなというふうに思っているところであります。

技能取得あるいは技術資格などの数多くある中で、どこをどのような形で支援していくのか、またその支援が有効なものになるのかということについては、これは十分商工会サイドとも協議していかなければならないなというふうに思います。

議員もご承知のように、毎年12月の暮れに商工会の役員の方と私との懇談会があるわけですが、昨年の12月にもこうしたことでの支援策について検討してほしいというようにお話もございました。また、現在、商工会の方でも支援の内容あるいは制度についての調査検討をしているというふうにも伺っておりますので、免許の取得あるいは資格の取得にはいろんな種類あるというふうに思いますけれども、今後商工会ともこうした点について十分協議しながら前向きに検討したいというふうに考えておりますので、もう少し時間を貸していただきたいなど、こういうふうに思います。

先程、消防団員の方の大型車両の免許証等についてのお話もありましたけれども、平成25年にも他の議員の方だったと思いますけれどもご質問があって、その時にもいろいろ調査をしたんですが、実際には取得する方が、その時はですけどもね、いないということで特別な支援はその時はしなかったと思います。しかし、過去にはやったこともありますので、今の現状がどのような状況にあるのかということも含めて調査をし、先程も申し上げましたけれども、会社としてやっていただかなければならないというものも、この辺の整理ということも含めてでありますけれども検討して、できるものについては支援をしたいと、そのように思います。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 非常に前向きに検討していきたいというお話ですので、これ以上話はないんですが、いわゆる人材の育成策というのは町づくりにとって非常に大切な要素であるというふうに思います。今年度ですか、福祉の夢サポート事業が始まりまして、非常に画期的で良い制度だなというふうに思っていて、業種は別としましても、例えばそれが違う保育の夢であったり、先生への夢というような、こうやって大きくなっていったら嬉しいなというような思いでございましたが、今後置戸のまちづくりのためにも、こうやって人材育成策に力を入れていただけるようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。

○佐藤議長 4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは通告によりまして町長に3件の事項について質問をさせていただきます。

6月10日から井上町長の5期目の新たな町政がスタートいたしました。5期目の出馬にあたっては町民みんなの笑顔が輝く町づくりをスローガンに14の施策を公約としてリーフレットで訴えております。いずれもこれらの施策は置戸町が抱える重要な課題と承知しますが、とりわけこれから質問いたします3つの公約につきまして、より具体的な方針と取り組み、考え方について伺います。

1つ目は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実行と推進について伺います。町長の5期目の14の公約のなかの第1番目に置戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実行と推進を図りますと訴えております。その具体的な方針や取り組み、考え方について伺います。

この総合戦略は平成24年11月に成立しました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の制定に伴い、全国の自治体が独自にその地域の实情に応じ、地域の人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域を創生するためのもので、努力目標として国が自治体に対し総合戦略の策定を求めたものであります。

本町におきましても昨年1年間かけ、住民代表や各界の代表による有識者会議での意見や議論を踏まえ、具体的には119の事業を集約し、施策ごとの目標値を設定し、推進を図ろうというものであります。この総合戦略は、これからの本町の将来をかけた町づくりの基本をなす計画であると認識しておりますが、そこで何よりもこれらの実効性と事業効果を高めるためには財源や人的配置の重点化、集中化が必要ではないかと思うのであります。総花的な事業の推進ではなく、一点集中的に事業の推進を図ることが求められていると思います。

また、個々の事業を着実に推進するためには、長期的な展望に立った事業あるいは中長期的な事業、さらには性急に今すぐ実施し、短期集中的に取り組むべき事業など事業仕分けを行い、メリハリをつけ、目的を明確にし、計画的に事業を進めるべきではないかと考えるところでございます。

この総合戦略を町長が公約の第1番目に挙げたことは5期目の町政の指針になるものと解しますが、その意気込みも伺うところでございます。この戦略の最も優先すべき施策あるいは重点を置く施策はどのようなものか。また、今すぐやらなければならない喫緊の課題と施策について町長の考えと思いを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 まち・ひと・しごと創生総合戦略の実行と推進についてということですが、本年3月に各界の代表の方々、そして町民また議員の皆さんからもいろいろとご意見をいただいて、置戸町人口ビジョンと置戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

ご承知のことでありますけれども、人口ビジョンでは人口減少に歯止めをかけるために定住促進施策の展開あるいは産業振興による雇用の拡大、子育て環境の整備等魅力あるまちづくりを積極的に進めることで平成52年、西暦2040年でありますけれども、人口目標として2,300人といたしました。また、総合戦略では4つの施策分野ごとの基本目標と取り組みを定めまして、本町においては全部で119の事業に取り組むということにいたしました。

策定前にも議員からご質問をいただきましたけれども、人口減少への取り組みは自治体の規模あるいは産業構造などによって様々であります。置戸町における最大のテーマというのは、やはり基幹産業というのを守り発展させるという、この取り組みだろうというふうに思っております。併せて農地や山林を守ることが新たな雇用を作り、安心して住み続けることができる町づくりにつながっていくんじゃないだろうかとというふうに思っているところであります。

私の5期目の公約の1番目に置戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実行と推進を図るとしたのも、その思いがあるからであります。総合戦略の推進にあたっては、当然ながら長期的また中期的、短期的な整理をした上で何を優先すべき事業として特化していくのか。当然のことだというふうに思いますが、そういうようなことを念頭に置きながら進めていかなければならないだろうと思っております。基本的には議員がおっしゃる通りで、考え方も私とそう違いはないというふうに思っております。総花的でなく、1点集中的にというようなお話がありました。しかし、町民の方、また有識者の方、議員の皆さん方、いろんな方々のご意見をいただきながら集約した結果として119の項目が残ったわけでありまして。この119が多いか少ないかというのはいろいろ議論があるのかもしれませんが。まあ5年間かけてやる、27年度はもうすでに終わりましたから、実質的には4年間ということになるろうかと思っておりますが、この期間の中で119を実施していくということが多いか少ないかという議論は当然あると思っております。もちろんそこには財源的な裏付けがなければなりませんし、ご承知のように地方財政状況というのは置戸は健全財政だとはいっても規模は小さいですし、後程お話として出てきますけれども大きな投資をしなければならぬ今の状況もありますから、ですからこれから4年間なり5年間なりで、この総合戦略を置戸の後期計画と重複しておりますけれども、この事業を展開していくというのはかなりいろんな意味でやはり検討を加えていかなければならないということをお願いしておく必要があるだろうというふうに思っております。

そこで、いくつか取り組みについて申し上げたいと思っております。先程申し上げましたように、農業がやはり置戸の基幹産業でありますから、これを守り発展させていくということは、これはもう論を待たないところであろうというふうに思っているわけでありまして。そうした中で強い農業づくり事業を、また産地パワーアップ事業、加えて現在始まっておりますけれども勝山における大型の農事組合法人、こうした事業が将来にわたって安定的に発展していくような、そういうような支援ということも考えていかなければならないというふうに思っております。

そうしたことからしますと、旧勝山公民館の改修事業もありますし、観光関係では勝山温泉ゆうゆうの大規模改修事業というものを計上させていただいているところであります。また、定住促進への取り組みとして民間賃貸住宅の建設促進に向けての支援事業あるいは地域おこし協力隊の募集、高齢者あるいは町民皆が安心して住み続けることができるような老人ホームの内部の設備改修、もちろん外部のこともありますけれども、中における設備の改修、さらには置戸赤十字病院への医療施設の充実

事業、加えて私どもの地域は自然災害に強いというふうにも今までも申し上げてきておりますけれども、今のいろんな全国各地における自然災害等の状況、地震の発生状況、そうしたことも考えますと防災関係のことについてもきちっとした予算計上も含めてでありますけれども、やっていく必要があるであろうというふうに思っております。

そうした事業がこの総合戦略の119の中に入っているということでありますけれども、今回はこの総合戦略の中でも特に優先度が高く、早急に取り組む事業として判断し、提案させていただいたのは今申し上げた内容のものであります。同時に当然のことでもありますけれども、必要となる財源の確保、それから人的な配置のこと、こうしたことも含めて事業を進めてまいりたいと、このように考えているところであります。また、この総合戦略の推進に当りましては、毎年度事業評価を行いまして、この事業の効果あるいは成果、また数値目標の達成度、これらを含めて検証を行うということになっておりますので、申し上げておきたいというふうに思います。

評価につきましては置戸町行政評価委員の方々がいらっしゃいますので、この委員の方々がこの評価について当たっていただくということに考えておりますけれども、併せて議会議員の皆様にもご意見をいただく予定をしておりますので、そうした意味でのご協力もお願いを申し上げたいと、このように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今町長から、この総合戦略の総括的など言いますか、総論的なお話を伺いました。何よりもその視点と言いますか、軸足は産業の振興であると。当然農業、林業の振興であるということが話から伺えるわけであります。そして、その産業の振興を図りたいということでのお話でありました。誠にその通りで私も同感でございます。

それでこの後ですね、老人ホームの改築とか温泉のことも入るわけですが、その前に若干各論的な話になりますけれど、4点ほど、この総合戦略の中で2番目の課題として人口流出を抑制し、流入を促進するというところで謳われております。基本目標としては都市圏からの転入者を増やすということを訴えておりますが、それらも含めて4点ほど私の意見として述べたいと思いますので、その考えに対して町長のご意見がありましたら、その後伺いたいと思います。

最初に申した通り、人的な配置とかいろいろありましたけれども、まずこの定住を促進するための、やはり体制の整備と窓口の明確化、これがまず1番目に望まれるところではないかと思っております。かつては地遊人事業あるいは山村留学事業の我々は経験があるわけですから、こういった経験を踏まえまして定住誘導の今申しました通り担当窓口を明確にしてですね、それを発信すべきではないかと思っております。

この総合戦略の中にも定住誘導の推進ということも謳っておりますし、ワンストップ窓口の設置ということも謳っております。当然の話だと思います。具体的には移住、定住の相談あるいは受入れ体制と関係機関との連携強化ということで、その窓口の設置を主な事業として謳っておりますので、ぜひこの点について強力的にというか、早急に整備して行くべきであると私は思っております。

それから2番目として、何よりも本町の住宅事情ですね、これは非常に良いとは言えない。悪いというちょっと語弊がありますが、町営住宅については年々計画に基づいて整備されておりますけれども、町営住宅については非常に所得の制限だとか規制の網がありまして、なかなか全員希望の方が

入ることが難しいということでもあります。

その中で、今回ですね、6月の補正で早速民間賃貸住宅建設促進事業と言いますか、これが補正予算に計上されたわけですが、これらに続いてですね、ぜひ民間の空き家の活用。これは空家改修費助成事業ということもちょっと総合戦略の中に謳われておりますけれども、ぜひこれの検討もですね、即急にして住宅事情の改善を図っていただきたいと思います。

今、若松の第7団地が建て替えの、あそこに入居されている方が優先して建て替えに入居してもらうということで、まちなか団地に整備を進めているわけでもありますけれども、あの若松第7団地の町営住宅の活用と言いますか、用途変更あるいは再整備、リニューアル等を検討して、今後入ってくる、例えば農業研修生だとか、あるいは林業の担い手だとか、その他勤労者用の住宅という幅広い形の中であの住宅を再度活用できないか、検討すべきだと思います。まだブロック造りで屋根とか土台はまだ当分利用は可能だと思いますが、いずれにしろ高額な改修費じゃなくて、一定程度のそういった勤労者の住宅として活用すべきではないかということで提案したいと思います。

それから3番目として、交流事業から定住事業の展開ということで、これは基本目標の中にも2番目として人口流出を抑制し流入を促進するというございですが、特にこれから都会のシニア世代、団塊の世代など、そういったものをターゲットにしたシニア世代田舎暮らし体験事業、これはまさにここでも謳っておりますけれども、これらについて着手して、例えば東京置戸会や青梅市とのチャンネルもありますし、オホーツク管内の町村の連携として江東区との連携もこれから図ろうということございしますので、ぜひこのようなことで将来的に非常に団塊の世代、昭和22年生まれから昭和24年生まれの方が全国で800万人いると言われております。それでこれから大都市では超高齢化の到来ということで、こういった年代の方がどんどん高齢化していくということで非常に大きな国の問題になっていくのではないかと思いますので、ぜひその辺を着目して定住化への一つのステップとして展開してはどうかという提案ございします。

それから最後、4つ目ございしますけれども、子供子育て環境の充実ございしますけど、これはこの中で婚活支援事業の取り組みということも書いてありますが、まあ当然のことだと思いますが、特に保育にかかる支援。具体的には保育料の軽減も置戸町独自の軽減措置を実施しております。そんなことも発信して、他の町ではやっていない、都会ではやっていない置戸の保育料の軽減のメリットということも発信して、保育に対する支援を引き続き実施していくことが重要なことと思います。

また、小中学校生を対象とした義務教育費負担の軽減ということで、具体的には給食費だとか修学旅行費の軽減など、こういったことも一つの子供子育ての環境の整備にも入るのではないかと思いますので、この総合戦略の中で謳って、これからやろうとしている事業ですので、ぜひこれらの事業を目に見える形で進めてもらえればと思います。

そういう思いで私4点ほど意見として述べさせていただきました。

これについて町長の考えがありましたら伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 大きく言えば4つくらいおっしゃられたかもしれませんが。相対的なことと言えば私も同じようにやりたいという思いです。しかし、申し上げる必要もありませんけれども、財源には限りがあるというふうにやっぱり考えざるを得ません。国も待機児童のことも含めてやらなければな

らないということでやり始めましたけれども、しかし、3年ぐらいするとそういう政策をやめてしまうということが地方にとっては非常に辛いところでもあります。花火を上げておいて、後は地方で考えなさいと言われても、私どもが1回やったら途中で止めるということは無理だと思います。続けていかなきゃならないという地方としての責任がやはりあると思います。

従いまして、どこまで応援できるのかということをやっぴり定めて支援しなければならぬというふうに思っています。もちろん子育てのことでもありますから、限りなく支援してほしいというのが子供を育てている人たちの思いだと思います。それは保育料のことについてもそうだと思います。しかし、どうでしょうか、かなりの額をと言いましょか、支援しているように私は思っております。そうした中で、これに対しても、これに対してもいくつか要望はあるんだと思いますけれども、その中で財源的なことを含めて可能なところについてはこれからも検討していきたいというふうに思っていますが、冒頭申し上げましたように、思いは思いとしてあるんだけれども、やはり限界があるというふうに考えざるを得ないことも悩みと言いましょか、そういうこととしてあるということでご理解いただきたいなと思います。

人口の流出を抑制する、あるいは流入人口を進めていく。これまでも努力してきたつもりですが、結果は人口減になっておりますから、本当に説得力のないことになってしまうかもしれません。しかし、今日本の人口が1億2,600万人というふうに言われておりますけれども、これがそのまま放置しておくとも8,000万人になり6,000万人になっていくということが、ある種シュミレーション的にはっきりしているわけです。そうした中で地方が、私どもの置戸町も含めてのことでもありますけれども、地方がその人口の減少に対してどう歯止めをかっていけるのかというのは本当に至難の業だと思います。

今、東京の江東区、人口40万人くらいだと思いますが、江東区と交流をしようということでオホーツク管内として今動いております。私も6月1日に江東区の区長さんと会ってきましたけれども、物販の販売もこの交流の中には考えていく内容の一つであります。江東区祭りというのが毎年開催されているわけですが、そこにいろんな物販を持ち込んで売っていく。そんなことで連携を深めていく、高めていく。まあそうしたことも一つの方法としてあるというふうに思います。

また、併せてこの江東区では環境フェアというのをやっております、今年が9回目を迎えたと思います。ご承知のように、江東区新木場があるところでもありますのと、それから2020年に東京オリンピックが東京で開催されるわけですが、その種目のうちの9つがこの江東区の中で開催されるということでもあります。当然ながら施設改修がありますので、その施設改修に当たって、このオホーツク管内の森林認証材をぜひ使ってほしいと、そういう思いもありまして、江東区の区長に申し上げてきました。木でまちを作り上げてきたという地域でもあるようですので、木に対しての造詣が非常に深いと言いましょか、そういうような区長さんでありましたので、私どもと言いましょか、管内の15の町村にとりまして、森林認証をかなりの市や町がとっておりますので、そうした意味では将来にわたって一定程度の関係を作っていくことが可能でないかというふうに、今思っているところであります。

滑り出しとしては非常にいい状況だというふうに思ってますが、何といたっても息の長い、将来にわたって息の長い関係を作りたいというふうに申し上げてきましたけれども、それにはやはり人の交流

だと思います。いくら物販が盛んだとしても、やはりその根っこになる部分がきちっとしていかなければ、長い付き合いはできないだろうというふうに思っております。従いまして、人的な交流を大事にしながらいきなりお互い大事にしながらいきなり進めていこうじゃないか。そうした連携を取っていこうじゃないかというふうに申し上げましたし、江東区の区長さんもそのことについては基本的に同意をしてくれましたので、そうした中で関係をより高めていくようなことをやっていきたいというふうに思っております。しかし、管内15の町村がありますから、また3市を加えまして18の市町村がありますから、そうした意味ではどこのまちに特化するというものではありませんけれども、しかし、置戸はその18の中でもいっそう江東区との関係についてより色濃い関係と言いましょか、絆がきちっとした形でつないでいけるような関係として作っていければなど、それが結果として東京、江東区もちろんそうでありますけれども、東京の人たちとこの北海道の人たちとの関係が高まっていければなどというふうに思っております。

そうした中で、若い人たちがこの置戸の街に来てくれるかどうかということになりますと、甚だどうでしょうかというふうに申し上げなければなりませんけれども、しかし、高齢者の人たちがこの北海道の中で気象状況と言いましょか、自然環境を含めてでありますけれども、非常に関心を持っているということも事実でありますので、そういったことも含めてこの人口の流入の問題、進め方の問題、新しい展開が出来るのであれば、そうしたことも考えていっていいんじゃないかなと、このように思っております。

一つ一つ申し上げるにはちょっと時間がありませんので避けたいと思っておりますけれども、ワンストップの窓口だとか、それから定住の問題で、窓口を明確化にしたらいいんじゃないかというふうなお話がありました定住の問題の窓口というのは企画課なんですけれども、その企画課という部分がどれだけ外の方に伝わっているのかという問題もあるのかもしれない。

それからワンストップの窓口という問題について言えば、私はいつもこういう問題、組織の議論になってきたら必ず登場してくるのがワンストップ窓口の設置と言いましょか、この言葉が出てきます。私は窓口に行った時に、戸籍の窓口でありますけれども、その時に一声、声をかけてくれればきちっとその場所に、その課に案内してくれるという職員だというふうに思っておりますので、この計画の中にはありますけれども、特段大きな課題だとか、ものだというふうに思っておりませんが、まあ職員がより親切に対応してくれるようなことが、私はそれで可能なんじゃないかと、クリアできる問題ではないのだろうかというふうに感じているところであります。

それから住宅事情の問題が言われました。簡単に申し上げますと、より新しい住宅に入りたいということです。住宅環境がより良いものであって初めて住宅として認めたいと、入りたいということだと思います。従いまして、先程公営住宅の第7団地の利活用の問題について話がありました。土台なんかはまだまだしっかりしているぞというようなお話がありましたけれども、しかし、一定程度のお金をかけて直すということになりますと、当然30年、40年入ってもらおうという形になると思いません。しかし、それにはそうあまりお金をかけないでというような表現もあったかもしれませんが、なかなかあまりお金をかけないでという住宅には喜んで入ってもらえないということも現実の問題としてはありますので、なかなかその第7団地の公営住宅をそうした形で改修をして門戸を広げていくということについて言えばいかがなものかなというふうに、今は思っているところでございます。ご質

問のことにについて落ちていることもいろいろあるかもしれません。現時点で申し上げるならばそのように考えているということをご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 4番議員、質問は続きますか。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 ええ。

○佐藤議長 しばらく休憩します。後ほどにしてください。11時5分から再開します。

休憩 10時44分

再開 11時05分

○佐藤議長 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

4番議員、質問を続けてください。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 後段の4つの課題につきましては私の意見として申し述べました。それで町長の回答がありましたので、ぜひですね、特に江東区との交流とか、今後さらに拡大されるであろう木を中心にしたそういった交流ということをぜひ今後とも期待したいと思います。

1点だけちょっと申し述べたいのは、やはりなんといっても住宅事情で、その中での町営住宅の改修後の用途変更ということですが、これは私の要望ですので、今後とも改修後については十分に内容を検討していただいて、活用できればこういったインフラの長寿命計画ということが謳われていますのでそれについて検討していただきたいと思います。これは要望として次の点について質問させていただきます。

2番目は特別養護老人ホームの大規模改修について町長に伺います。5期目の公約の中でも特別養護老人ホームの大規模改修ということで謳われておりますけれども、過去の議会での一般質問の中では特別養護老人ホームにつきましては現有の施設とは別の場所での改築か、あるいは現施設の改修か、町長からの明言というか、それは明確ではありませんでした。

しかし、今回5期目の選挙公約の中では明確に高齢者になっても安心できるよう特別養護老人ホームの大規模改修を行いますと訴えており、当選後の報道の会見でも特養の大規模改修を明言しております。

そこで次の点について伺います。1つ目は改築から改修への方針に至った経緯と経過について伺いたしたいと思います。2つ目は大規模改修を想定した場合のその実施年度はいつ頃か。これは見込みあるいは目標を含めてのその実施年度について伺いたしたいと思います。それから3つ目につきましては事業規模ですね、特に事業費ということになるかと思っておりますけれども、どの程度の改修費が見込まれるのか。これは想定ということでおおよそのことになるかと思っておりますけれども、どの程度になるかということがございます。4つ目は改修の内容ですね。特に改修にあたってはユニット化、個室化など、現在よりサービスの充実が図られるという機能面でのメリットがあるということが言われております。これらについてのわかる範囲での説明をお願いしたいと思います。それから5つ目については、これら改修による既存の施設の影響と言いますか、そういったことの課題はないか。これらについて現時点での町長の考え方について伺いたしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 特別養護老人ホームの大規模改修についてであります。ご承知のように特別養護老人ホーム緑清園、昭和57年4月の開設から34年が経過いたしました。改修につきましては第5次総合計画の後期計画、そして第6期の介護保険事業計画において介護保険関連施設を含めまして整備方針を定め、この計画に盛り込んでおります。私の5期目の選挙公約として特別養護老人ホームの大規模改修を進めるといふふうにお話をしております。

このことに関してのご質問であります。1点目として改築から改修への方針に至った経緯と経過ということですが、現段階としては既存の建物のうち、事務所等の管理部門として利用できる箇所は改修をいたしまして、隣接する同一の敷地内に接続する形でプライバシー等に配慮した個室ユニット型の特別養護老人ホームを改築する方向で検討しているところであります。

ご存知の通り、養護老人ホームと併設しておりますので、両施設の利用者間の交流、それから調理場の兼用、それから事務職員の配置等のこともありますので、現在の場所から大きく移動することは基本的には考えておりません。それから2点目の実施時期については当初平成29年度を目途に準備を進めていたわけですが、財源確保の問題や職員の確保、あるいは育成等の課題も多くありまして、少しずつ込むことになっておりますが、平成30年度から始まる次期の介護保険事業計画での開設を目指してまいりたいと思っております。

次に事業規模であります。最終的な場所や規模で違いが出ますけれども、個室ユニット型50人定員、それとショートステイ10床、これを併設するというので3階建てを想定しています。事業費がどれくらい見込んでいるのかというお話がありましたけれども、20億円くらいはかかるであろうというふうに見込んでおります。ただ、きちとした図面が出来上がっているわけではありませんので、おおよそこれを目途にしているというふうに捉えていただきたいと思います。それぐらいの事業費になるのではないかと見込んでおります。

4点目の改修の内容ですが、先に述べましたとおり個室ユニット型が基本だといふふうを考えております。現在の4人部屋等の多床室と言いましうか、これにおいては個人のプライバシーの観点、また家庭的な雰囲気の中で在宅に近い生活を送っていただくような施設にしたいといふふうに思っておりまして、職員のサービスだけでは、その努力だけではなかなか達成しきれないといふような家庭的な雰囲気と言いましうか、そんなことも含めて個室ユニット型が基本であろうといふふうを考えているところであります。こうしたユニット単位のサービス提供により、利用者の尊厳の保持と、また自立支援、併せてこの入所している方への面会に訪れる家族にとっても利用者の部屋に遊びに来るといふか、そういうような感じで来れるような、そうしたものにしていきたいといふふうを考えているところであります。

最後に改修による影響やその他想定されることですが、個室ユニット型とした場合、介護職員が1ユニットあたり3対1の基準がありますので、現状より4～5名程度職員の数が増えるであろうと、増やさざるを得ないであろうといふふうを考えているところであります。また同時に職員住宅の整備、また確保ということも併せて検討していく必要があるといふふうに思っております。こうしたことから特別養護老人ホームの改修等につきまして、今後早急に具体的な検討を進めるために職員体制も含めて考えていきたいと、このように思っているところであります。

先程子育て支援だとかのお話の中で申し上げましたけれども、本当はもっと広々としたところに特

別養護老人ホーム、そして養護老人ホームが作れば一番望ましいことだろうというふうに思っていますが、しかし、今の特別養護老人ホームの改修だけで20億円くらいかかるであろうというふうに申し上げましたけれども、これを全く新しいところに建てるとなると、当然ながら土地の問題、そして養護老人ホームの問題、合わせてその古い建物の解体問題、そうしたことを考えますとなかなか思いはというか、そういうものはあるとしてもなかなか難しいなど、現在の場所で考えていざるを得ないなど、そういう判断に至ったところであります。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 おおよそ30年、平成30年を目指すというお話でございました。その中でこれもおおよそということですが、20億円程度ということで、かなりの事業費になるかなと思います。それでこれは基本的に居室の部分ですね。定員は今50人でショートステイは10床ということで、定員は増減させずに現状の中でお年寄りの居室部分を3階建てにするということですが、この事業をスタートさせるにあたって単年度でやるのか、あるいはこれは国との協議とか財源の問題もあると思うんですが、複数年度でやるのか、その辺のところも今後の課題ではないかと思いますが、その辺の考え方をお聞かせいただきたいのと、サービス向上を図られるということは非常に入園者にとってはいいことですが、逆に介護保険会計に及ぼす、特別会計に及ぼす影響等も若干出てこないかという心配もがございます。それと入園者あるいは家族のですね、費用負担がどうなるのかという、その辺の危惧と言いますか、心配も出てくると思います。そんなことを、その辺の考え方がどうなのかなという気がします。それと当然改修と改築、いわゆる管理部門については現在の施設を利用してということでの改修で、居室は改築ということになるんですけれども、これらについては国や道の支援措置があるのかどうか。その辺のこと今の状況でしかつかめないと思うんですが、そういった状況について分かる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 単年度で出来上がるのか、複数年になるのかというお話ですが、今の特別養護老人ホームの基本的にはその横に建っていくと言いましょかね、なりますので、今の入所している人たちがどこかに1回移ってもらってということは考えていないものですから、ですから現在入っている人たちのいろいろな状況と言いましょかね、そういうことを判断しながらこの建設事業は進めていざるを得ないのだろうなというふうに思っています。もちろん1年でも早い方が良いわけですが、そうした現在入所している人たちのいろいろな条件と言いましょかね、健康状態も含めてでありますけれども、そうしたことも含めて仕事を進めていかなければならないなど、そんなふうになっております。

それから一定程度国からの補助だとかそうしたものについては見込めるだろうと思ってます。ただ、建物は私は基本的に木というふうに思っています。国や北海道の方がどれだけ理解していただけるのかという問題がありますけれども、建物としては木でやりたいなど、そんなふうになっております。

だいたいお答えしたかなと思いますけれども、もちろんいろんな影響があると思いますけれども、建設コストと言いましょかね、かかった費用がそうしたものに上乗せされていくということはありませんけれども、一定程度、制度の中のことについてはこれからいろいろと検証してみなければわかりませんが、当然ながらなんらかの形で影響はあるだろうというふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 今、財源については当然国の方からも見込めるということでございましたが、ただ1点、先程の質問の中で町長が国の動きというのはなかなか先を読めないというのがありましたが、ちょっと危惧されることはですね、ただ国の方が消費税を8%から10%の消費増税を2年半先送りしたということで、これがまたどういった形で社会福祉の方に及ぼすかということも、非常に影響が出てこないのかなという、そういう心配もございます。

そんなことで、今の段階で先を読むということはなかなか困難なことかとは思いますが、この辺の国の動きについてどの程度と言いますか、そういったことに対する影響度というか、そういったことの心配についてどうでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 なんとも答えられません。この建物と言いましょうか、建設事業だけのことで言えば、今の8%で過ぎてくれればいいなと思っておりますが、しかしいろんな情勢の中で10%になった時は私どもとして肅々と財源対策を講じていくということに当然なるだろうと思っております。

ただ、もうひとつ心配することは、先程石井議員の時にもちょっと申し上げればよかったのかもしれませんが、バスの補助金が減らされそうだと。そういう中で政府が地方創生関連予算というものを確保するために各省庁に予算を見直しされた結果としてその財源が不足すると。いわゆる地方創生のところに行く予算が不足するということから、このバスの補助金削減の問題がばあ一つ出てきたわけでありまして、そういうことから考えますと、この老人ホームの建設にあたって、国からの財源というものについて、補助金というものについて少なからず心配がないわけではないということです。消費税のことは何とも答えられませんが、補助金という部分について言えば、そうした懸念材料が多少あるということをおし上げておきたいと思っております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 いろいろ先のことですので非常に不透明なところが多いわけですが、今後とも具体的にこれが話が詰まっていけば、またいろいろと質問をさせていただきたいと思っております。そんなことで老人ホームの改築につきましては終わりたいと思っております。

次の質問に入りたいと思っております。3番目、勝山温泉ゆゆうの再開に伴う経営体についてでございますが、平成27年4月から営業休止に入りました勝山温泉についてははいよいよ大規模改修に入り、明春には改修工事も完了し営業が再開される運びとなってまいりました。

今、町民の関心は当然改修の内容はもとよりであります。むしろこの温泉の経営主体をどのような形で管理運営を行うのか。あるいは温泉再開の関心はむしろこちらの方に高まっているのではないかと思います。そこで温泉再開に当り、管理運営の方策としてかつての3セク方式で行うのか、あるいはその前の指定管理方式で行うのか、あるいはまた別な方式で行うのか、その方針を示す時期と準備にきているのではないかと考えます。

当然経営にあたりましては、営業再開の準備としての人の配置や、あるいは営業PRなど一定の期間が必要であり、その準備のための時間的余裕も必要と思われまます。温泉再開の期待も町民には大きいのでありますが、経営戦略としての町民やあるいは温泉利用愛好者などからのアイデアを募るなどのほか、地域の温泉としての町民との関わりや絆を深める方策など、過去の反省や経験を踏まえ、名

実ともに町民に愛される温泉としてどのような経営体を検討されているのか、町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 勝山温泉ゆうゆの再開に伴う経営体についてということですが、ご存知のとおり昨年4月から休業に入りまして大規模改修に向けた準備を進めておりまして、今議会でかかる経費を計上しご審議をいただくところであります。

今日まで議員協議会等でも申し上げているように、改修工事からこの運営面について並行して進めることを申し上げております。管理運営の方法はいくつかあると思います。議員の方から再開よりもむしろ温泉の経営主体をどのような形式で管理運営を行うのか。温泉再開の関心はこちらの方の高まりの方があるというふうにおっしゃっていただきましたけれども、そうだとすれば本当にいいことだと私は思っています。

なぜならということをおまじと申し上げます。管理運営の方法というのは議員も承知のとおりいくつかあると思います。私は以前から申し上げているように置戸町内において町民による運営ができないものかと、その可能性を探っているところであります。本町と大規模のまちにおいては人口減少さらに少子高齢化、地理的条件を含めた立地条件が必ずしも恵まれていないということなど、経営はなかなか厳しいだろうというふうに思っております。しかし、この勝山温泉ゆうゆが置戸の財産、町民みんなの温泉施設として今風な言い方をしますと、町民力の結集した新規法人を立ち上げることができないものだろうかというふうに私は思っております。

このことは置戸町内における域内経済、置戸町の中における経済であります。この域内経済の底上げにつながっていくことの願いや狙いがそこにはあるからであります。簡単なことではありませんけれども、十分難しいということは承知しながら申し上げているわけであります。

これが困難であれば後は指定管理者制度でしかないというふうに私は思っています。もちろんどういふ条件を指定管理者制度を導入するとすれば、どういふ条件を出すのかということにつながってきますけれども、やりたいという方はいらっしゃいます。町外の人です。

どのような方策にも当然ながらメリット、デメリットというのがあります。ゆうゆから20年が経過する中で、地域との関わりあるいは町民との関わりという事は申し上げるまでもなく重要なキーワードの一つであるというふうに思っております。地域とともに歩む経営というものを目指した展開がなされれば多くの方々に愛されそして賑わいのある勝山温泉ゆうゆに生まれ変わっていくんじゃないかという期待もしているところであります。最後のことはあまり、どうでもいいと言ったらちょっと変ですけども、温泉に入って汗をかくのも結構なことでもありますけれども、ゆうゆをみんなの力で、力を合わせて発展させていく。そのために汗を流すということも大きな意味があるんじゃないかというふうに私は思っているところであります。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 経営の方向性としては一番が町民による運営、いわゆる新規法人の立ち上げ。まず第一の方策と言いますか、そんな中で広く町民に資本参加と言いますか、もし法人を立ち上げるとするならば広く出資を仰ぐというか、まあそういう形になろうかと思ます。それがもしダメと言いますか、見通しがなければ指定管理方式にという2つの方式が町長の方から話をいただきました。これ、いずれにしろ最後に言われた町民の力で広くやっぱりこの温泉をみんなで支えてい

く、そういったことが何よりも大事ではないかと思えます。

過去においては町の90数%の出資の中では直接町の職員が第3セクターに出向してということで、かなり町との関わりと言いますか、絆というものが強いものでありましたが、どうしても民間の方の指定管理ということになりますと、それぞれ民間の会社のいわゆるトップの方の意見が強くなるかと思えますし、なかなか町との、いわゆる地域との絆が薄れていくという、そういう心配もないわけではありませんが、その辺のことがいわゆる指定管理の段階では危惧されるであろうというふうに思えます。

しかしながら、いずれにしろどういった形にするかはこの大規模改修がだいたい2月ないしは3月では4月の開業ということはおぼつかないと思えますので、今後入札して工期がいつになるのかはわかりませんが、いずれにしろ、もし4月の開業ということになれば、早くその辺のことを周知と言いますか、準備を進めなければならないと思えます。

そんな形で、今後スケジュールとして具体的にある程度この段階でこの法人の進め方と言いますか、そういったことを頭の中でスケジュールを描いているとすればどのような時期を想定されているか、その辺のことをもう少し町長の方から示していただければと思えますが、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今考えているのは、置戸町内の人ですけれども、異業種の人たちで準備会を立ち上げて、どういう形にするのが、いわゆる母体になるものですが、どういった形になるのが一番望ましいのかと、その議論が最初に必要になってくると思えます。

そこが準備会というふうに言っていかがかは別にしましても、そこが中心的な役割として次の段階を踏むということになっていくだろうと思えます。できるだけ年内にその姿がきちっと見えるようにしたいというふうに思っているところであります。いろんな業種の人たちに、この準備会のメンバーには加わっていただきたいと、こういうふうに思っています。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 この法人と言いますか、そういったものについては異業種を中心ということですが、例えばふるさと銀河線もそうでしたが、法人はもちろんのことですけれども個人出資もありました。あの会社は資本金4億9,000万円程度だと思えますけれども、そんな中で沿線の住民に愛される会社ということで立ち上げましたけれども、最終的にはまた廃業と言いますか、会社が閉鎖したわけなんです、そんなことを考えます。これから勝山温泉の新たな法人の立ち上がりということを見ると、法人だけでなく一般の住民と言いますか、そういった出資者も広く出資できる形に考えているのかどうか、広く町民のためと言いますか、長く愛される施設ということであれば、町民にある程度個人の出資も門戸を広げてもいいのではないかと思えますが、その辺のところはいかがですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今申し上げたように、どういう形で経営していくのかということになるかと思えます。いわゆるその出資金を募ってやっていくのか。そうじゃない別な方法でやっていくのかということがあると思えます。もちろん出資金を募ってということになりますと、今議員からお話がありましたように、広く町民からというようなことは考えられる一つだと思えます。しかし、経営をする

という部分になってきますと、それは限られたあまり広くしない方がやりやすいぞというものもあると思います。しかし、冒頭申し上げましたように、この温泉が町民の財産なんだと。自分たちの持ち物なんだと。一人一人の持ち物なんだという意識を私は持ってもらいたいということを一番のポイントに据えたいというふうに思っております。

先程申し上げましたようにできるだけ早くとはいっても年内ということになろうとは思いますが、そうした経営あるいは運営母体の形がこういうものなんだということは見せていきたいと、明らかにしていきたいと、そういうふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 最後になりますけれども、これから具体的な形を見せていきたいということですので、ぜひその形がどういう形になるのか、一町民として期待していきたいと。ただ、休止して2年間になりますので、これからの経営についてはそれを取り戻すというのはなかなか努力が必要かなと思いますが、初年度は多分改修効果と言いますか、新しくなったということでお客さんも一定程度は見込まれると思いますが、2年、3年目になると、それこそ正念場になってくるかなという、そんな気もいたします。

それからあと、今後ちょっと懸念されることは、今人の流れと言いますか、そんな中で従来は芽登線について十勝と北見を結ぶ、特に夏場においては非常に交通量も多かったんですが、今後訓子府小利別間の自動車専用道路が28年度中には完成するというこの運びになっているようですが、そんなことを考えると若干その流れも変わってくるかなということも一部懸念されます。

そんなことで、いずれにしろ長期的な経営戦略と言いますか、そういったことも今後考えていかなければならないと思いますが、ぜひこの準備会と言いますか、そういった姿を早く町民の中に見せていただけて、新しい会社の運営をみんなの力で温泉を盛り上げていけるような、そんな会社になっていただければと思ひまして、これは私の思いでございますので、こういったことを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは通告に従いまして一般質問をしたいと思ひます。

先程来、総合戦略の中でということていろんな話が佐藤議員の方から、また石井議員の方からもいろいろ出ておりました。

1つ目の質問ですけれども、その総合戦略の中の一つということになるのかもしれませんが、そこに焦点をおいての質問ということになりますけれども、いい返答を、答弁をいただきたいなというふうに思ひます。まず、町内におけるWi-Fiステーションの整備事業についてということでお伺ひいたします。

国の方では2020年の東京オリンピック開催に向けて全国的にWi-Fiスポット、観光を中心にした外国人に向けてのWi-Fiスポットの整備事業、あるいは防災関連での利用ということでのWi-Fiスポット、そういったものの事業を2020年度までに全国的に進めていこうというような動きで補助金を出して、各公共団体あるいは民間団体に補助をして事業を進めているというようなことでございます。

置戸町を見ても、観光ということだけで見たらWi-Fiスポットなどというものは置戸にも必要な

のかなと思いますけれども、外国人がこれからどんどん増えるであろうということ、またあるいは今回補正予算でも出てますけれども、防災無線のデジタル化ですとか、そういったことの事業が来年度計画されています。そういったものに合わせてこのWi-Fiスポット、この整備事業というのは、もしそういったものに組み込ませて行うことができれば、これからの将来に向かって置戸のインフラの一つとしては大きな事業ではないかなと思います。また、今の時期であれば取り組むのにある程度安易にと言いますか、簡単にと言いますか、国の方からも許可が出るのかなというふうに思いますが、町長その辺どう考えるかお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 町内におけるWi-Fiステーションの整備についてということですが、情報の拡張化と言いましょか、加速度的に進んでいるものですから、なかなかついていけないという無念さもないわけではありませんけれども、ちょっとお答えしたいと思います。

議員の方からお話がありましたけれども、国では日本を訪れる外国人を含む観光客の利便性の向上、あるいは災害時の住民や、あるいは来訪者の安全確保を図るために観光防災Wi-Fiステーション整備事業を実施しております。外国人受け入れ環境の整備あるいは地域の活性化に寄与するために、2020年を目標として必要な観光、防災拠点にこのWi-Fi環境の整備を行うものであります。

置戸町においても必要なインフラとして整備すべきではないかというご質問だろうというふうに思いますが、町内の公共施設では唯一図書館がオープン当初からこのWi-Fiを導入し、管内でインターネットによる情報検索を行う際に利用いただいております。また、災害時に備えて携帯3社との協定に基づく置戸のエリア内にある携帯電話への情報提供であります。緊急速報メール、それと昨年より運用を開始いたしました情報メール置戸。登録している携帯電話あるいはパソコン、ファックスへの情報提供であります。この情報メール置戸がございまして。さらには来年度予定しております防災行政無線のデジタル化では、J-ALERTあるいは情報メール置戸との自動接続、また自主防災組織、または自治会ということにもなろうかと思っております。この自主防災組織に直接情報提供を行うための個別受信機の整備も計画をしているところであります。来年度です。

ご質問の観光拠点や防災拠点におけるWi-Fi環境の整備は情報ツールの多様化あるいは来日外国人の増加などに伴い、通信手段あるいは情報収集手段として観光客や住民が容易にインターネットに接続できる環境を提供するもので、特に災害発生時には通信手段を重層的に確保するものであります。

情報化社会を迎えまして、防災あるいは原災対策、また観光客の情報伝達の有効な手段であることは間違いのないことであろうというふうに思っています。総務省では来年度から3カ年で全国すべての小中学校、高校を対象にWi-Fi環境の整備を進めるため、来年度予算に向けた予算要求を行うとしております。通常は授業で活用し、災害時には避難者に開放する内容となっているのはご承知の通りだというふうに思っています。本町でもこの事業が予算化されれば、学校への導入について検討するということになろうかというふうに思っていますので、観光防災Wi-Fiステーションの整備と合わせて検討してまいりたいと、このように思っております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今町長の方から進めるということですので、ほぼ満額回答と言いま

すか、本当に納得ができるというか、ぜひやっていただきたいというそう言う思いがありますけれども、今学校の話が出ました。学校の方の予算がということでございましたけれども、今年度の他町村の申し込み状況をちょっとホームページの方で調べると、3月から4月4日までのひと月期間が総務省の方の募集期間ということになっているようです。来年度もまたこの時期に新年度分のということになるんだというふうに思いますけれども、ぜひともその期間に間に合うように役場内で検討していただいて、平成29年度に事業に取りかかれるような形で、ぜひとも進めていっていただきたいというふうに思います。これで1つ目終わります。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 よくわかりました。後は学校の方と、私どもの方が入れます入れますといっても、学校の方でそういう体制がなければいけませんので、学校の方とも十分協議をして導入に向けて進めていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 昨年勝山の地域懇談会の中で、勝山に住む定住対策で若者を呼ぶにしてもネットがこれだけ遅いのでは、なかなか今の若者は住んでくれないぞといううな意見も出ておりました。確かに勝山地区それから秋田地区、ADSLですとか、そういうネット回線でスピードが光回線が入っていませんので遅いので、なかなか若い人たちが住むという時にはちょっと二の足を踏むと言いますか、そういうような状況になっているんだと思います。

総合戦略の中に基本目標の2の中、人口流出を抑制し流入を促進するという中に、今の社会生活になくてはならないモバイル環境やインターネットによる情報通信の整備を進め、日常生活に限らず仕事上での利便性を高める取り組みを行いますと書き込んであります。主な事業としてテレワークスタイル導入の調査研究と、もう一つ町内全戸を対象とした情報通信網の整備検討と、その2項目が作り込みというか、書き込んであります。これも合わせてぜひとも一緒に検討していただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 冒頭申し上げましたけれども、私どもが受け入れる態勢というか、それが十分でないにもかかわらずどんどんどんどんバージョンアップを含めてですけれども、どんどんどんどん進んでいくと。従いまして、これらの導入にあたってはやはり町民の人たちが室の持ち腐れにならないような、前段でのいろんな研修と言いましょか、そうしたことも含めて考えていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 11時58分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

6番 岩藤孝一議員。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは午前中に引き続いて一般質問をしたいと思います。

2つ目の質問ということですが、南ヶ丘公園の今後の整備の方針についてということですので伺いたいと思います。

まず、ちょっと唐突なんです、「深く来し 山の中に人住めば 川に汲むべく 雪踏める道」長沢迪男という記念の、置戸短歌会が建立したという石碑が南ヶ丘公園の中にありました。また、母子会が記念植樹の際に建立したという記念の支柱も立っております。そういうことをいろいろ見ますと、置戸町にとってやはり南ヶ丘公園というのはそれなりの歴史があって、それなりの町民に愛されて今まで来たのかなというふうに思っております。南ヶ丘公園のことについては6年ほど前にも同じような質問をしておりますが、その後あまり変わらずに手つかずにそのまま来たのかなというふうな感じを受けております。

今年5月、ちょうど桜の時期に桜を見に行き、またその後にもどのような状況になっているかというのを何度か見に行っているんですが、やはり草は伸びてくるとあれ放題というか、本当に悲しいような状況になっております。ニジマスが元気に泳いでいた池も枯葉が落ちてコケが生えて、今は小さなニジマスが本当に息も絶え絶えで生きているというような状況でございました。またトイレも、とりあえずは使えるような状況ですが、電気は付かないですし、到底あそこに遊びに来た、例えば親子連れですとか、子供がトイレを利用するということは不可能だろうなというような雰囲気でもありました。

平成22年ですか、あそこに植樹をしたグラウンドの部分の桜の木も土地が悪いせいなのかなんなのかわかりませんが、木製遊具があるところの桜と比べるとはるかに背丈は小さくて、土地のせいなのでしょう。育ちが遅いなというような雰囲気になっております。町内で唯一、大人数で焼肉できる焼肉ハウスがあそこにあります、何かあそこによそから来た人たちを連れてあそこで焼肉をするのも、何か周りを見られるのがはばかるなというような危惧さえるようなところもあります。そんな意味も含めまして、6年前にも町長に質問をしたんですけれども、あの南ヶ丘公園の位置づけと言いますか、今後に向けてどのような方針であそこを整備していくのか、ある意味あそこはもう手つかずであのままにするということなのか、その辺り町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 南ヶ丘公園の今後の整備についてということですが、お話がありましたように平成22年に町制施行60周年の記念事業として植樹祭において200本の桜を町民のみなさんと植樹したことは記憶にまだ残っているところであります。また、翌年にはグラウンド敷地に250本の桜を植樹いたしました。桜の名所にしようとする思いがあったわけであり、グラウンド敷地に、コース上に植栽したことによる賛否についてはございましたけれども、苗木は添え木での固定、あるいは防護ネットでの養生、それから肥料の施肥と言いますか、それから虫の防除などの管理によって約90%以上がしっかりと成長しているというふうに思います。

桜に造詣の深い造園業者の方からは樹木の状態は健康であるというふうにも聞いております。木はそれぞれに成長の差はありますが、今年の春は活着している苗木のほとんどで開花が見られました。安定して花をつけるようになるにはもう少し時間がかかる見通しであり、その際は現在の列状の植栽の植え替え、あるいは間伐も検討する必要があるというふうに思っております。

公園全体にわたる管理については、管理委託業者に委託しているわけですが、トイレの清掃

あるいは遊具の点検もその管理委託業者に行ってもらっているわけであります。全体的には樹木が大きく繁茂して、遊具だとか、あるいは施設の老朽化が目立って、少子化やあるいは娯楽の多様化などによって利用者というのは減少しているというふうに認識しております。しかし、休日には親子で木製遊具で遊んだり、あるいは公園内を元気に駆け回っている子供の姿もごぞいます。

また、焼肉ハウスでは自治会はじめ団体利用もいろいろとあるように思います。小高い丘にありますが、市街地を眺めるには樹木に覆われており、ゆっくりと公園で長い時間くつろぐには少し、少しではないかもしれませんが。かなり難点があるように思います。

皆さんに協力いただいた桜を大切に、町民憩いの場にふさわしい公園として考えていくのか、また自然豊かな景観を重視するような、公園という表現がその場合はいいのかどうかありますけれども、そうした自然豊かな空間と言いましょか、景観を重視するようなものにしていくのか。少し時間はかかるかもしれませんが、様々なご意見をいただきながら検討していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしても、桜を植えた部分についてはやはりその桜を見に行くために南ヶ丘公園に足を運ぼうというような桜の成長に合わせてと言いましょか、剪定等も含めてであります、やらなければならないというふうに思っています。

以前にも申し上げておりますけれども、非常に良く言えば自然豊というか、そういう感じがいたしますけれども、やはりあれだけ自然木と言いましょか、大きな木が立ち並んでいる公園でありますから、なんとなくやっぱり静寂しているというふうに言った方がいいんでしょうか、小さいお子さんを連れてお母さんがという部分で行くと、かなり寂しいという印象は拭えないというふうに思います。

そうした意味では先程申し上げましたように、くつろぐことのできるような公園を目指すとするならば、全体的ななんと言いましょか、木の剪定等も含めてであります、考えなければならないというふうに思います。しかし、あれだけ成長した樹木でありますから、なかなかそこまで手をかけて本当にあそこの南ヶ丘公園と言われる部分について、そういう形で手をかけることが本当に望ましいことなのかどうかということも十分に考える必要があるんだろうというふうに思います。

いずれにいたしましても、そろそろその方向性と言いましょか、決めて管理に当たっていかなければならないだろうと、そのように思っております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今町長少し時間をかけて検討するというような答弁だったというふうに思います。本当に利用者が少ないというのわかりますし、どういうふうにあそこを維持すればいいのかというの難しいところだと思いますけれども、先程言いましたように歴史ですとか、過去にあそこに木製遊具を作ったというようなことですとか、いろんな流れがあって現在に至っているだろうと思いますけれども、ただ、車が通れるように道路がまだあったりですとか、あと昔を知っている人であれば下の方にウサギを飼っていた小屋があったなとか、道路の跡があったりとか、車で来られる人もたくさんいると思います。

もし、今のままで時間をそのままかけてちょっと検討するということであれば、例えばもう通行止めにしてしまうとか、そういうことをしないと逆に危険な場面もあるのかなというふうにも思います。行けば本当に水がもう、昔はきちんと流れてるように入っていたんですが、今は入ってなくて、本

当に泥沼のようになっています。魚も本当に可哀想のような状況になっています。別にお金をかける必要はないと思いますので、産業振興課の係の人があそこに行ってそこを掃除するなんていうことにはならないでしょうけれども、業者さんに委託しているのであれば少し念入りというか、ちょっと一度やってもらって、最低でも現状維持を、それをまずやっていただきたいなと思います。町長いかがですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 南ヶ丘公園を作った時の、私も詳しく分からないところがあるんですが、通常の公園とは違う色合いであの公園を考えていたというふうに思います。通常でいう遊具がいろいろ並べられて、子供たちが行って自由に遊べる。もちろんそういうものに対する期待感もあったと思いますけれども、もう一方ではやっぱり自然の状態というものもかなり重視してきた公園でもあったように思うんです。しかし、公園と言っている以上は多くの人たちがやはりそこに行って、子供連れで行って、やっぱりくつろげるのは公園であろうと。そこには当然ながらトイレが整備され、そして遊具がいろいろあって、そしてなおかつ先程来池の話もありましたけれども、魚なんか泳いでいると。そういうようなことなんかも含めて、あって初めて公園なんだろうということだろうと思います。そういうことからすると、かなりあの、本当にこれでいいのかというふうに言われれば、本当に率直に反省しなければならない状況にあるというふうに思っています。

ただ、もうひとつはですね、置戸神社の境内とある種連動しているものですから、ですから一方的にという言い方がいいかどうかわかりませんが、置戸神社との関係というものも考えてあげなければならないかなというふうに思っています。多分、地理的には置戸神社の方に入っていると思うんですが、トイレがあると思います。これは神社の方の敷地の中にあるトイレだと思いますけれども、もう西暦2000年くらいにはあのトイレをなんとかという声も当時はありました。しかし、奥の方にもトイレがあるもんですから。あの南ヶ丘公園のところにトイレが2つ3つというわけにはいかないう話で今日まで来ているように記憶しています。

ですから、そういう意味では神社の境内とこの南ヶ丘公園と、ある種つながっている状況がありますので、そうしたことも含めてより良い形というのか、神社と関係がないといえば関係のない話なんですけれども、全体を考えた時にはお互いより良い形を作ればなというふうに思っています。ですから先程も申し上げましたように、自然の景観というか、そういうものを中心に、これからもあの公園を考えていくよということになれば、神社の方の境内としてもなにかうまくリンクするじゃないかなというふうに思っています。

昔は商工青年部の人たちが中心になって桜まつりだったのでしょうか、やっておりました。その時にはそのステージもあの公園の中にあっただと思います。鉄骨のステージだったと思いますが、そういうステージがあった時には、桜まつりの時には場所取りも含めて多くの人たちがやはりあの南ヶ丘公園を利用していったというふうに思っていますが、そうした祭りもなくなりまして非常に利用する人たちが極めて少なくなっているということも現実でありますので、そうした利用のことも含めて一定の方向性をきちっと見出して、そういう利用の仕方と言いましょか、そういう認識のもとで南ヶ丘公園について考えていくということ明らかにそろそろしていかなければならない、そういう段階に来ているかなというふうには思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 本当に利用者も少ないので、別にたくさんお金をかけてどうのという、そこまでする必要もないと思います。ただ、今のまま放置しておくのはちょっと残念かなというような思いがありまして一般質問で町長に伺った次第です。以上で質問を終わります。

○佐藤議長 5番 阿部光久議員。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 通告に従いまして町長に質問をいたします。平成28年度町政施行方針に歯口腔の健康づくりとして幼児期からの虫歯予防に効果的なフッ化物洗口の実施が謳われておりますが、いつからどこの施設で行うのか、また実施にあたって保護者または現場職員に対する十分な説明と理解が得られているのか伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 フッ化物洗口についてということではありますが、フッ化物洗口については溶解した、ご承知のように溶かした水溶液でぶくぶくとうがいをして、そのことによって歯の再石灰化と言いましょうか、これを促進して歯の質の強化、それから歯垢中の細菌の活動を阻害して虫歯を予防する効果が大きいというふうに言われているものであります。

ご承知のように日本では昭和45年に新潟県で導入されて以来全国に広まり、46年以上が経過したわけでありまして。その間国では平成12年策定の健康日本21において、学齢期の虫歯予防の目標値が設定されるなど、フッ化物洗口の推進が図られたところでありまして。

また、北海道では国から示された政府見解や、あるいはフッ化物洗口ガイドラインに基づき、平成21年に北海道歯口腔の健康づくり8020推進条例を策定し、学校や施設におけるフッ化物洗口の推進を図っております。

道内の実施状況でありまして、平成28年3月末の段階でありまして、163の市町村で実施しておりまして、オホーツク管内では18市町村中13の市町村で実施しております。すでにフッ化物洗口を実施している自治体の状況を見ても、アレルギーや事故の報告はなく、早くから県をあげて取り組んでおります新潟県では永久歯の虫歯罹患率と言いましょうか、この罹患率が減少し、その効果が証明もされているわけでありまして。

本町におきましては、北海道歯口腔の健康づくり8020推進条例など、この条例に基づいて平成22年度より関係機関との協議を進め、実施方法等について検討を行ってまいりました。また、近年の歯科健診結果では虫歯のある子供とない子供の差が大きくなってきたこともあり、こどもセンターどんぐり、置戸小学校、それぞれ平成28年度中の導入を予定して準備を進めております。国のガイドラインに従い実施することで乳歯から永久歯の交換期となる就学前から小学生の時期が最も効果があり、高い予防法と認識しているわけでありまして。

現在までの取り組み状況でありますけれども、両施設とも職員との共通理解を図るため説明会を開催しております。また、Q&Aと言いましょうか、こうした方式での質問に対して、それに対して回答することによって理解がいただけるであろうし、深まっていくだろうというふうに思っております。今後においては保護者への説明会を実施して、また欠席者へフッ化物洗口に関するお知らせを複数回配布するなど、丁寧に対応していきたいと、このように考えているところであります。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 このことにつきましては平成21年12月議会で一般質問をさせていただいたわけでありますが、その際町長は、置戸町としては保護者の任意としており、実施については現在のところ考えておりませんと、こうした答弁がありました

6年数か月の間に何が変わったのか、年々歯が減少していると聞いてますから、必ずしもこのフッ化物洗口を導入することが良いのか悪いのか、先程来新潟の話も出ておりましたけれども、たまたま、この6月号の健やかライフ、広報に出ている部分ですけれども、ここに載っているわけですけれども、北海道では平成25年に北海道歯科保健医療推進計画8020ハッピープランを策定したと。この計画はすべての道民が自ら歯の健康の維持増進が図られるよう支援する環境作りを行うことを基本方針としていますということなんです。

私もこの8020運動、80歳で20本の歯を維持するということは非常に良いことだと思うんですが、一方でこれを25年に策定をすると即ですね、北海道教育委員会が学校に導入するための、だから私が思うには学校に導入をすることを目的としたこの運動を進めたのではないかというふうに思われる節があるんですよ。

実はそこに関わっていた道議会議員もいるわけですけれども、その方は道議を辞められて今度国会議員として活躍をするつもりなんでしょう。こういうことがあってですね、北海道の中でも163市町村ですから大部分になるのかも知れませんが、この道教委が出しているフッ化物洗口のQ&Aを見ますと、どこにも危険性が書かれていないですよ。全然安全なんですよ、これ。メリットしか書いていない。おまけに参考文献を見ますとそれを推進するグループが書いた本が参考文献として載せられているわけでありまして。

こんなことを考えますと、どうも80歳で20本の歯を維持する、そのことのために学校現場に無用の混乱を起こす、そうしたことが考えられますから、十分にですね、現場の職員あるいは保護者の理解というものがあって進められることだというふうに思いますから、その辺町長もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 目的と言いましょ、狙いははっきりしているわけです。子供の虫歯をなくしていこうという世界ですし、歯を守っていこうということでありまして、その上と言いましょ、それをやっていく場合にこのフッ化物洗口というやり方がどうなのかというようなことなんだろうというふうに思います

率直に申し上げて、全道的に163の市町村が実施をしているということが、少なからず父兄の中においても、どうして置戸がやらないのという疑問もあるでしょうし、この内容について知識も含めてでありますけれども、認識を持っている人からすると、事件・事故というか、そういうことも起きていないから、即安心だというわけにはいかないんじゃないかという指摘をする人もいらっしゃるんだと思います。

しかし、どの辺でといったら言い方がどうなのかあれですけども、現状をきちっと認識してどうするかというふうに考えざるを得ないんだと思います。今まで導入に慎重になってきましたし、そのこと自体は私は教育委員会としても町としても間違っていないだろうというふうに思います。

しかし、先程来ご紹介がありましたけれども、その間における、さらにこの問題についての安全度

と言いましょうか、そのことも推し量りながら今日まで来てたという、そして実施をしたらというふうになっていったというふうにご理解をいただければなというふうに思ってます。

しかし、いずれにしても現場の方で混乱を招かないように丁寧な説明ももちろん必要でありますし、そうした状況を踏まえながら、できるだけ理解をしていただきたいというふうに思っていますけれども、現場の方で混乱しないように考えていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 その際重要になってくることなんですけれども、仮にですね、フッ化物洗口に危険性を上回る有益性が医学的に認められると仮定しても、その集団適用にはイホームドコンセントの問題がある。十分に説明をされた上で承諾の原理、自己決定権の保証から導かれる手続きでありまして、事前説明事項として危険性に関する情報がとりわけ重要であると、このように述べられているわけであります。

なぜ、このQ&Aの中に危険性が指摘をされていないのかということが非常に不審に思うわけですよ。すごい項目です、これ、Q&A。これだけの量ですから、説明にはどんなものにも対応できますように安全ですよという話ですよ、中は、169町村がそこに導入を決めているとしてもですね、169町村の中にいる子供たちの何%がやっているのか。町で例えば1カ所、どんぐりあるいは置戸小学校でやったとすれば、その町は全部やっていたということになりますから、そのうちの何万人いる子供の中で何十%なのかということも非常に重要になってくると思いますし、例えば学校でそうしたものを導入すると必ずそれを拒否をする親御さんがいるんだというふうに思うんです。その時に子供同士の対応ということも非常に難しいですし、そのフッ化液を希釈をしたものでしょうけれども、それをどこからどういうふうに運んでいってどういう保管をするのか。あるいはフッ化ナトリウム自体を希釈をするのを誰がするのか。学校には薬剤師もいませんし医師もいないわけでありまして、勝手な思うような簡単なものではないというふうに思うんですけれども、その辺どういう対応を考えておられるのか、お聞かせ願いますか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員もご承知のように、強制的にというかね、そういうふうに行っているわけではないことはご承知だと思います。保護者の希望によって説明をし、また実施をしているという中でいろんなことが伝えられていると思います。それには今のQ&Aの事項の中にもあるような内容ももちろん話されているだろうと思います。もちろん、私どもが強制的にというか、虫歯の予防の一環としてやっているとはいっても、強制的にやるというものでもありませんし、学校現場の方で先生方に対してきちっとした説明がなされているというふうに思っておりますし、先生方もそういう認識があるんだろうと思います。

いずれにいたしましても、全校生徒がというか、皆さんがやっていただくことが一番はその安全か安全でないかという問題があるわけなんですけれども、本当は皆さんが共通の理解に立ってやれるようになれば一番いいなというふうに思っていますが、強制的にやるつもりはありません。少なくともそういう理解がなされて、保護者の人たちの同意があって初めて実施ができるものなんだろうなと、そういうふうに思っています。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員〔一般質問席〕 そういった団体で集団接種をすると、あるいは洗口するという
ことで、虫歯で命を落とすということは基本的にないというふうに私も思いますし、インフルエンザでさ
えですね、集団接種はしない。あくまでも個人で対応するんだというようなものでありますから、ま
してこの市販薬は実際売っているわけでありまして、それを買ってきて自分の家の家庭で使えばその
人の歯はしっかり守られるんだろうし、そこの家庭で小さな子供の管理もできるのかなと思います。
あえて集団で、どنگりあるいは小学校ということでもありますけれども、実際はですね、そうした歯
が生え変わる時期から14歳ということになっていますから、14歳というと中学3年生までという
ことで、じゃ中学校でもやるのかという話になってくるわけですよ。

だから小さい時だけやって後やらなかったら、結果として言っている虫歯が発生しないとも限り
ませんから、その辺も含めて十分に検討されるよう。それと十分な理解の上で進めていただきたいな
というふうに思います。以上で私の質問を終わります。

◎日程第 3 議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例
から

◎日程第10 議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画
の一部変更についてまで

————— 8件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例から日程第10 議案第5
1号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの8件を一括議題とし、これから質
疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 まず、議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第45号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第45号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第46号 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第46号 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第47号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例

○佐藤議長 次に議案第47号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第48号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第48号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。

6ページ、7ページから進めます。

3. 歳出。2款 総務費、1項総務管理費、3項戸籍住民登録費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 地域おこし協力隊についてということでお聞きしたいと思います。実施は来年度ということでありますけれども、それに先立ってのPR、いろんなことでの予算付けかと思われましても、地遊人制度がなくなりますというか、いよいよ終わりを迎えて、その受け皿についてもそれらを利用してという話も出ておりましたけれども、地域の説明あるいは住民への説明と言いますか、同時進行でやらなければいけないとは思いますが、その辺のスケジュール等、どう考えているかお知らせください。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 地域おこし協力隊のこれからの進め方といたしまして、既存の愛タウン協議会であったり、住民の方への対応についてのご質問というふうにお受けいたします。

一つはこれまでやってきました地遊人事業の方はすでに2年間応募がなかったということから、本年度は募集をしておりますし、協議会を含めまして今回、来月でしょうか、一応今までのことを踏まえた上で終わりにするという予定になっていると思います。ただ、この地域おこし協力隊の事業を進めるにあたりまして、何点か重要な点がございまして、一つは受け入れ側の人の気持ちを含めた体制の問題であります。これは各地域に入っている地域おこし協力隊を受け入れたところの反省点としては、やはり最長3年間の中で迎え入れるわけでありまして、3年間で例えば過度な期待をしたり、成果を極端に求めたりとかという、言ってみれば受け側の理解をきちっとしない中で受け入れた場合に、やはり来てくれた方と地域住民との気持ちの相違であったりトラブルのもとになるということで、年度途中で帰ってしまったりと、いろんなことがあるようであります。

従いまして、今お話いただいたことにつきましては、この委託経費の中でも若干ちょっと触れたところでありましても、応募の開始を今現在は9月頃と想定をしております、その間、もしくは実際に受け入れを予定しております来年の4月までの間の中で、きちっとまずは置戸町民と言っていると思うんですけれども、町内的なきちとそういう意識付けをさせていただく研修会なんかも開こうという考え方を持っていますし、もっと言いますと、職種と言いますか、業務内容によりまし

て民間の企業であったり団体であったり、もしくはまさしく 地遊人事業と同じように地域の方であったり、きちっと事前にその辺コンタクトをとってお迎えをしないといけないということがありますので、その時に今までありました受入協議会については今年度を持って終了するということでありますけれども、今まで携わっていただいた、このノウハウなどは生かしていきたいと、そういうことでは関係してきた皆さんのお力を借りながら、新たな地域おこし協力隊の受け入れ体制の整備をしてみたいと思っておりますので、十分協議をした中で進めさせていただきたいと、このように思っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 一番上段の町営施設の維持管理に要する経費の職員住宅の改修工事なんですけれども、ちょっとなんで今頃出てきたのかなあという、その疑問点があります。というのは多分これは宮下町内の2戸は空になってということになっての改修ということを知りましたけれども、昨年暮れにこの2戸が空いたんでないかという、私の想像なんですけれども、そうなれば職員住宅も決して良い条件で必ずしも皆さんが住んでいないので、当然もしこれをやるとすれば4月ですね、当初予算ですでにこういった工事を進めて、次の入居者の段取りを決めてやっていると思うんですけれども、そういう形でどんどん進めていくべきではないかなと思って、ちょっと6月になった何か原因があるのかどうか、ちょっと説明をお願いします。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 今回計上させていただきました職員住宅の部分、今議員のお話のとおり、2戸が昨年12月末に入居者が同時に退去されたということで、今回修繕という部分で検討して予算計上しました。今回は骨格予算ということで新年度予算でなくて、今回6月補正ということで計上させていただきましたということでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 ちょっと骨格という意味がよく理解できないというか、当然こういった職員のなんて言うんですか、改修等については経常的な事業だと思うんですね。そんな中でさっきも言いましたけれども、職員の住宅事情は必ずしも良いとは理解しておりませんし、中には教員住宅が空いていたから入ったということで、それはそれとしてまあよかったんですけれども、むしろそういったことを積極的に進めて住宅改修を進めるべきだと思うし、あと今回6月ずいぶんたくさん建築に関わる事業が計上されておりますけど、こういったことが重なると受ける業者さん、入札で決まるんだと思うんですが、仕事の配分からいくと後にずれ込んでいたり、ピークが重なっていくということを考えますと、当然4月の段階で予算措置をされて、3月ですね、すぐ雪解け後工事に入って、すぐ職員が入居していくと、順次入居していくと、そういうことが適切ではないかと思いますが、いかがですか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 今回職員住宅、1棟2戸で1,500万円という、結構な額という部分もあります。それでこういった部分、どうしても職員住宅の大規模改修となると、やはり慎重にならざるを得ないと思っております。というのは、やっぱり住民の方々の公正というか、そういうものを大事にしていきたいながら、やはり職員はある程度我慢していただいて職員住宅に入らせていただいているという状況で

あります。今回新年度予算に計上しなかったという部分は今後検討していきたいと思いますが、参考までに職員住宅は全部で94戸あります。半数以上が30年以上経過している住宅であり、大規模改修については予算の関係もありますので入れ替えの時に必要最低限の改修で対応していきたいと、今後も考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 備品購入費で車両のところなんです、農林ワゴンそれと社会教育の方で使う車1台という説明だったと思います。社教で使う車がおけばんばくんを乗けるんで背の高いものにするというようなことでした。どのような形状の車を買うのもそれは全然いいんですけども、また僕自身観光協会の方でおけばんばくん借りて札幌に出かけたりとかしているんで、普通の車に乗らないというのはわかるんですが、先日のお祭りの時に見てもそうなんですけれども、異常なほど自由がきかないおけばんばくんなんで、2体あると思いますが、せめて車に自由に乘れるくらいなおけばんばくんにいずれ更新するくらいのつもりで、あんまり大事にしないとかね、ある程度そのために車を背の高いのを買ったという理由なんか言わないで、もっと使い倒すというか、有意義に有効に使ったほうがいいと思うんですが、課長いかがですか、その辺。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 予算の計上は私のところではないんですが、使い方ということですので回答させていただきます。ご指摘の通り、おけばんばくん、いろいろ人気が出てきておまして利用していただいております。なかには町外からのオフア―もありまして、出張じゃないですけども、遠くに運んでいくということがありまして、今回大きな車ということでお願いしたところであります。

実は昨年ですね、おけばんばくん、小さな車で移動した際に傷がついて帰ってきております。それは使った場所ではなくて、車の中に無理矢理押し込んだ可能性があるということで、いちど傷がそういうふうにつきますとなかなか専門業者に戻して修理をしなければならぬというようなことがありますので、活用する意味でいろんなところ、あんまり大事にしないで使いなさいという話でしたけれども、やはり傷がついてくると子供たちもちょっとその辺なつかなくなってくると言いますかね、そういうこともありますので、出来る限り大事にしながら長く使ってきていたいと思っています。

あと、あくまでもこの車、おけばんばくんだけのために使うわけではございませんので、社会教育課のライトバンの更新ということもございまして。それでいろんな行事で物を運ぶことの多い車ですので、これも車高の高い積載量の多いものということも含めてお願いをしたところでございまして、ご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 地域おこしの関係でちょっとお聞きしたいんですけども、前に説明があったように農業・林業・商業の分野、それから観光の分野ということ、それからその他ということで3つあるんですが、具体的には決めていないと言っていますけれども、本当は何人必要としてるんでしょうね。3人ともいるのかどうかということが1つあるんですが、先程の嘉藤さんの質問でもスケジュールが9月までというふうな話があったんですが、その辺どうなんですかね、3人とも必要なんですかね。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 現時点のお話で申し上げますが、人数もそれからこういった内容の仕事をしてもらうかも、きちっと決めておりません。まだ検討段階のお話をさせていただいたところでありました。

これは、これからその辺について何人にするか、こういった仕事をしていただくかということを決めていかなければならないんですけれども、人数も希望する、言ってみれば業務内容によっては1人ではなくて2人、3人とかですね、それから9月はとりあえず1回目の公募をかけたいと思っていますけれども、その結果によりまして、また年明け1月にもちょっと想定しているところがございまして、この時には、もし決まれば新たな職種での募集なんかも検討しておりますし、もし1回目に決まらなければ募集内容も含めて見直さなければならぬということも通常出てくるようでありますので、その辺きちっと需要のことで、それから希望しても先程ちょっとご質問に答えたとおり、受け入れ側の体制がきちっとならないと、希望しただけではどうしても受け入れできませんので、もし民間の関係する団体などがありましたらそういう所ともきちっと協議をさせていただいた上で、人数と内容について決めてまいりたいと、このように思っております。

なお、9月が第1回目の募集と想定しますと、それまでの間にまずは内容を詰めて公募をかけると、こんなような作業になっていくと思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 道新に北海道を知っているかって、得する情報があるのを知っていますか。あれのところによく地域おこしの町村の紹介が出ていますよね、たくさんね。1町で3人も応募しているところはあんまりないんですが、最高でも2人ぐらいと。最初の応募は3つ一緒に出して3人応募させるのか、応募方法のやり方もあるのかなという感じがしてますので、その辺を含めて内部でよく検討していただきたいというふうに思ってます。

それと報酬が250万円ということは大体20万円ちょっとですよ。これを社会保険も全部を含めるのでしょけどもね、そうすると当然手取りが15万円程度になるのかなという感じがしていますので、それじゃ住宅の関係とか車の関係とか、15万円で生活するのは非常に厳しいかなという感じをしていますが、その辺はどうですか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 はじめに、最初の方のご質問でありますけれども、これは今回PR事業を開始しようとしていろいろと情報をいただいております。大半の例としてこういうふうにしたらいいですよと言われましたのは、いちどに触手を2つも3つも、それから欲張って人数も含めてなんですけれども、すると、比較的集まらないというふうに言われています。

効率がいいのは1つの職種に対して2人ないしは3人というふうにきちっと的を絞った募集をすることの方が応募の数も多いですし、決まる確率も高いと言われておりますので、その辺は専門の方にきちっと今までのほかの町の取り組みなども含めて勉強させていただいた上で決めてまいりたいというふうに思います。

それから、この協力隊員の報酬のことなんですけれども、一般的には給料のこととして200万円もしくは250万円という言われ方をしておりますけれども、これを超えて支払ってもいいんでありますけれども、財源的には特別交付税で措置されるという形のなかでの制限であります。他の町と比

べて、もし特殊性があったりして報酬を高くすることが必要であれば、それについて考えることもあるかも知れませんが、そうでないとなれば道内のいろんな町で、今現在相当の数の町で導入している実績がございますので、その辺も見比べながら決めていきたいと、このように考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。

8ページ、9ページ。3款民生費、1項社会福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 日赤の施設拡充費の補助金のことについて伺いますけれども、1棟4戸ということなのですが、これの場所と言いますかね、特定されているのか。既存の施設を建て替えるのか、新規に建て替えるのか、その確認と、それから下の農林水産業費の農業費の補助金のことなのですが、これはちょっと今3つ入っていますけれども、これに関連して6月にデイサポートの株式会社ですか、あれが立ち上がったのですが、これは農業者を対象にした法人なのですが、これはこの従来の農業法人の補助金の対象となるかならないのか、その辺の考え方をちょっと伺います。

○佐藤議長 4番議員、1つずつ区切って答弁してもらいます。

地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 1点目の日赤の補助金に係る社宅の場所についてでございます。その場所についての要請があった際、ある程度の概要につきまして聞き取りをしております。病院の敷地内に院長住宅、それから女子寮住宅がございます。そちらの道路側の旧北糖住宅という部分は解体をして駐車場に、院長住宅の横の土地につきまして社宅を整備するというような敷地内での整備としてお聞きしております。

○佐藤議長 5番。

○5番 阿部議員 ただいまの佐藤議員の話と関連をするんですけれども、今日赤の寮と言われる住宅、かなりの数があります。その入居状況というのが全くわからないまま新たな住宅というか、アパートみたいなもの建てるための補助金ということになるわけですが、今の入居状況というのが分かれば教えて欲しいのですが。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○須貝地域福祉センター所長 そちらにつきましてはこちらも十分に今の入居状況等をお伺いいたしまして、確認はしております。言いますと、職員については10種類の住宅がございます。

代表して述べますとアイル92、アイル96、アイル97、アイル5、パインヒルと、こういったところに職員が入居されていると。加えて院長住宅、副院長住宅、事務長住宅、薬剤部長住宅、検査技術課長住宅、放射線技術課長住宅、医師住宅と、こちらにつきましてはすべて職員が入居されていると。

その中でやはり過去の境野から訓子府の境界のところでおきました職員の事故、そういったものも踏まえて職員が町内でできるだけ住んでいただきたいというような考えから日赤の置戸町内、さらに

敷地内に社宅を整備したいというような形で聴き取っております。

○佐藤議長 産業振興課長事務取扱。

○和田産業振興課長事務取扱 酪農の皆さんが中心になって設立したデイリーサポート置戸、これに関する質問でござ

いますけれども、酪農家の皆さんが以前に自走ハーベスト組合ですか、それらを協議会というか組合を作りながら運営していたというふうに聞いておりますが、その人たちが発展的に株式会社を設立したというふうなことで聞いております。

事業内容等も含めてですね、その総会にはお邪魔をしたところでございますけれども、株式会社ということで、会社の方からは新規法人に対しての支援云々ということはまだちょっと連絡は来ておりません。それについては後程調べた上で、調査した上で該当になるかどうかということもちょっと私もここで即答をしかねるところでもございますので、後程またご連絡、ご回答をさせていただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。10ページ、11ページ。2項林業費。7款商工費。質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 一番下段の修繕料ですけれども、体験交流センターのポンプの修繕という説明だったというふうに聞いてますけれども、これはダムのある体験交流センターということでよろしいですか。

○佐藤議長 産業振興課長事務取扱。

○和田産業振興課長事務取扱 おけと湖の一番奥にあります森林体験交流センターというのですか、そこ下側にトイレがあると思いますが、その体験交流センターの玄関先から駐車場のところにポンプ室というところがあるんですが、そのなかのポンプを動かすためのリベユユニットがあります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 体験交流センターはここ数年置戸スポーツフィッシングの会の人たちとあそこに泊まって年に2回くらいイベントをやっているんですが、交流センターの水が飲み水には適さないということで、水を持ち込んであそこに宿泊している状況なんですよ。それはなかなか改善するのは難しいというようなことで、そういうふうになっているんですけれども、そういう状況でありながらもこのポンプは交換しなければトイレの方に水が行かないからということなんでしょうか。

併せて例えばそれ、金額がいくらになるかわからないんですけれども、飲み水というか、飲料用に使えるような水にするとかということは不可能なんでしょうか。唯一、今ダムで利用できる施設というのはここだけなので、とって皆がごろ寝したりするには多少カメムシとか、あの辺掃除すれば十分に使える立派な建物なのでもったいないというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長事務取扱。

○和田産業振興課長事務取扱 飲み水に適する、適さないということ、そのとおりだというふうに理解しております。現状ではそのとおりだというふうに理解しております。ただ、今の使用状況から

見て、飲み水に適するまでの設備を設置するのがいかになものかというところはなかなか費用対効果もあると思います。ただ、費用がどのくらいかかるということがはっきりと調べたわけではございません。ですから、その辺の課題はあるかと思いますが、やはり飲み水にするということはそれ相当の金額を要するんだというふうに思いますので、やはりダム周辺あるいは森林体験交流センターを中心とした使われ方が今後どのようにするのかという、その辺も考えながら行かないと、分かりましたすぐ考えますというふうにはいかないのではないかなというふうに思っています。

スポーツフィッシングの会も使われているのはよく私も承知しております。また、野鳥観察、その他、あそこを拠点にして少し使いたいというようなことも年に一、二度あるのは事実です。ただ、そういうスポット的な使われ方なものですから、なかなか今岩藤議員からご提案の飲み水を含めてということになると、まあもう少し考えさせていただいて全体活用の中で考えていくしかないのかなというふうに思っていますので、今使われている皆さんには多少ご不便をかけるかもしれませんが、その辺のところをご理解いただきたいというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 農業振興に要する経費ということで、旧勝山公民館の改修工事がここに2,620万円改修工事として載っております。これについては過疎債を充当するという話だったというふうに思います。そして起債を起すということは、これは町有の施設として説明によると無償で貸し出すと。これだけの費用をかけて、施設については無償で貸すと、そういうことだというふうに思うんですが、少なくともきちっとした条例を立てる。そういうことが必要だというふうに思いますし、また、置戸町については非常に農業に対する支援は手厚いという部分では理解できるんですが、この施設、勝山グリーンファームですね、いわゆる農産物を生産して、その上で費用を差し引いた部分がグリーンファームとしての生産だと思うんですが、北海道、日本の中でも非常に大きな農業法人ということで、かなりの手厚い支援がされているわけでありまして、さらにこれだけのものを支援するという意味ではですね、いわゆる固定資産見合い分であるとか、そういう負担があってはどうかかなと。まあそういうふうに思いますので、その辺のお考えについてお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長事務取扱。

○和田産業振興課長事務取扱 旧勝山公民館の改修にかかるご質問でございます。

先日お話も申し上げたところでもございますが、やはり占有する施設でございますので、やはり設置条例その他ですね、しかるべき措置は必要だと判断しておりますので、この後の議会の中でもご提案させていただきたいというふうに、まず一つは考えております。

また、それらに対する費用の関係でございますが、議員からもお話のとおり、勝山地区13戸が集まったの農業法人ということで、面積規模も非常に大きなものでありますし、また、まずは農業経営を行うということで今年から進んでいるわけですが、会社の方針としましては研修施設にも研修という後継者育成等も考えたいと。あるいはまた出来上がった農産物を利用した加工の部分であります、いわゆる6次化という、そんなところも手がけていきたいという、そういう中でのことでもありますので、やはりそういうような、単に社屋と言うよりも広く研究やら試作研究やら研修もできるというふうなことからしますと、やはり単なる社屋ではないという中では十分な無償ということを出

しても理解は得られるんでないかというふうに考えるところでございます。

また、確かに国からの支援等もかなりあるのは事実だというふうに思っております。ただ、それらについては将来のこともありますので、やはり法人が大きく成長したり、次の事業をする時の費用にも当たる部分もあるのかと思いますので、それらも加味しますと、やはり行政としても出来る限りの支援と申しましょうか、それが必要であろうというふうに思っております。1戸、2戸の、そんな言い方をしては失礼ですが、10戸以上の大きな農家組織でもあり、面積にしましても470ヘクタールを超える500ヘクタールに到達するような、そういう大きなところでもございますので、やはりそういう試みを先進的な形で行っているというものに対する支援については必要であろうというふうなことで考えております。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 いろんなそういう意味ではモデルケースでもありますし、そういう有効的な施設活用という意味で、これ旧勝山公民館というのは期限を区切らず、じゃあ、このままずっと貸し続けると、仮にも今起債を起こしましたからね、当然それは償還していく間の期限はありますけれども、それであっても、これ見合いをずっと貸し続けるということでもいいんですか。

○佐藤議長 産業振興課長事務取扱

○和田産業振興課長事務取扱 将来にわたる貸付関係につきましては今後の検討課題としていきたいというふうに思います。いつまでも無償で貸せるのかとか、やはり適切な時期と言ったらいいんでしょうか、期間と言ったらいいんでしょうか、いろいろ経営の中で法人の運営の中でもいろいろ出てくると思いますので、やはり未来永劫無制限ではないというふうには理解はしているところです。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員 わかりました。先程説明がありましたように今の中間管理機構の中ではね、貸し手にも借り手にも国の資金、これは今のあれでいくと最終年度だったと思うんですよね、最高額。80%を超えれば3万いくらでしたっけ、80%以下ですから2万8,000円ですかね。1億何千万円かのそういう資金も得られているわけですから、一つ独立というか、そういうしっかりした自立を目指していただきたいというふうに思いますし、裏にはそういう資金もあるんだということはきちんと踏まえて今の議論については検討していただきたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長事務取扱。

○和田産業振興課長事務取扱 今、議員からお話のあったことは私どもも承知をしていることでもございますので、重々検討しながら進めていきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。12ページ、13ページ。

8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋梁費、4項住宅費、9款消防費。

質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 地方道改修事業に要する経費ということですね、スキー場のところから川南方面に向かって100メートルの改修ということなんですが、説明では120万円というふうに聞いたん

ですが、この400万円の中身についてちょっと教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 私の説明が悪かったと思います。工事費としては400万円で、120万円。財源の方の説明ですかね、起債の方の説明の仕方をそのようにしたと思います。400万円のうちの7割、280万円が交付金で、うち120万円が起債と、そういうことになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 建築物耐震促進化に要する経費、委託料で耐震改修促進計画策定委託料で200万円というふうに記載しておりますけれども、説明によりますと平成22年に立てた計画が5年経過をして、さらなるこれからの計画の策定というふうになると思うんですけれども、主な残っている建築物というのはどのようなものが残っているのか、お知らせを願いたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 この耐震促進化計画なんですけれども、対象の建物と言いますと、公共の施設及び民間の施設も含まれます。民間の大勢で利用する施設ですか、含まれます。ですから公共物の対象といたしましては、もう既に終わっております学校ですね、それと今度始まるスポーツセンター、あと老人ホームで、今回スポセンを行うことにより、残るのが役場庁舎が該当することになると思います。後は先程申しましたとおり民間の住宅についても対象になります。この促進化計画がなければ公共施設はもとより民間住宅に対する助成の方も絡んできますので、今回見直しをするものであります。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員 公共的なものに近い建物が含まれるということだというふうに思うんですけれども、例えばぼっぽですとか、赤十字病院の病院庁舎、そういったものをすべて含まれるというような考えでよろしいでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 はい、そのようなことでよろしいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。14ページ、15ページ。

10款教育費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 防災に要する経費の委託料で実施設計委託料は800万円というのを、もう一回説明をお願いしたいんですが。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 この実施設計というのは来年度に工事を予定したいということでの実施設計になりますが、内容につきましては現在使用しております防災行政無線、基本的にはアナログからデジタル化にするということがメインの事業内容になってまいります。

その際例えば、現在でありますと自動接続の形になっていないJ-ALERTですとか、その他情報伝達手段の中で文字伝達はできているんですが、例えばJ-ALERTが鳴ってどこかの国からミサイ

ルが飛んできたという情報があった場合にですね、国の指導としては現在設置している防災無線のスピーカーで同時にお知らせをなさいというような指導になっておりまして、現在これはうちの機器で言いますと自動接続ができない状況になっております。

それから基本的には昭和59年に導入しているということで、31年経過をしているわけですが、修繕の際の部品等の調達が困難になってきているということもありまして、現在置戸ではいろんな角度からこの防災体制について見直しを行っていることもあるものですから、それを進めるための実施設計ということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

8番。

○8番 石井議員 関連なんですけれども、結構実施設計委託料は800万円という、高額だというふうに思うんですが、いざそのおおよそでよろしいので、その本体工事と言いますか、その総額的な部分がわかれば教えて欲しいのと、それに対しての国からの財源措置等というのはどのくらい見込まれるのか、お知らせを願いたいと思います。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 現時点で一応予定しております内容について概算でのお話として申し上げます。

現在の防災行政無線、本局は役場の中にあります。それから中継局につきましては常盤の中継局に設置しております。それからスピーカーにつきましては置戸役場の庁舎の上、南ヶ丘、それから勝山と境野の両地域の市街地区の中心部に設置しております。これが主な内容になっているんですけれども、これはすべてについてデジタル化に対応した設備、もしくは機器の入れ替えということになってまいります。

役場の分で申し上げますと、本局の整備にかかる機器代といたしましては約5,800万円くらいかかるという想定をしております。それから中継局の設備の整備に当たっては約3,500万円くらいかかるということになってございます。それから今回新たに秋田地区へもこのスピーカーを設置するということがございまして、これらを含めて現在のスピーカーシステムを改修する、新たに秋田地区にも中継局を1カ所作って更新するというので約2,800万円くらいかかるというふうに見込んでおります。それから個別受信機、説明の際お話をしましたけれども、各自防災組織あるいは自治会の単位になろうかと思いますが、そういうところへの情報伝達手段として戸別受信機50台の購入を見込んでおりまして、これはそんなにかかりませんが300万円程度ということになっております。これら全体にかかる工事費として、さらにその他3,500万円くらいかかってまいりまして、消費税を含めると約1億8,000万円くらいという数字になってまいります。現時点ではそのような内容で積算をした数字をもとに実施設計の委託料金額を算定したところであります。

それから財源のことになりますけれども、この固定局の整備にあたりましては、すでに国の補助金がなく、一般財源化と言いまして、交付税の需用費の中で算定をしておりますよという押さえになってございますので、補助金はございません。

従いまして、今回の財源も含めましてですが、工事にあたりまして現時点では過疎債を見込んで実施することになろうかというふうに思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みます。16ページ、17ページ。

5項保健体育費。14款諸支出金、1項普通財産取得費。

質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 備品の関係なんですけれども、素晴らしい機械が入るということはわかりました。

なんて言うんですかね、これらの機械を使わせるために指導員を置くとかということはしないんですかね。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 ファミリースポーツセンターの備品整備で導入後の指導体制ということのご質問だと思います。本来ですと、そのような専門資格を持った指導体制、常駐で置けると非常にありがたいんですが、今のところ職員採用も含めて難しいのかなというふうに考えております。

その代わりに北見と近隣でそういう資格を持って民間でそういう指導を行っているところがございますので、定期的に謝金を払いまして、そういう定期的な指導の機会を設けていくと、そういうことで機械の使い方あるいはプログラムの立て方も含めて、年間数回程度そういう形で利用者に普及を図っていくという方向で初年度は考えたいと思っております。

○佐藤議長 7番。

○7番 小林議員 大変ありがたいことだと思いますけれども、人によってプログラムは全然違うというふうに思うんですよね。その辺はどういうふうな指導体制を取るんですか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 今お話したとおりですね、年間数回程度ということですので、その時に来ていただいた方に対しては個別にその指導者の方に聞き取り等をしていただきながら個別のプログラム提供というのは可能だと思います。ただ、その期間以外に来られた時というのは当然そういうことは即決ではできませんので、ある程度期間を待っていただくですとか、次の機会にまた来ていただくという形で対応させていただくということになると思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 工事期間中については、このスポーツセンターの使用というのは全く止めているのかということと、これに代替施設といえば、多分学校の体育館等を開放してもらおうかと思っておりますけれども、その辺の考え方をちょっと教えていただきたいと思っております。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 ご案内のとおり、スポーツセンターの工事は多分8月の中旬くらいから実際に現場に入られるということになるかと思っておりますが、そこから翌年の3月末まで一切スポーツセンターの方は利用できなくなります。その間の利用につきましては団体利用の少年団ですとか、団体利用の部分につきましては小学校、それから中学校の体育館を夜間開放という形で利用させていただくということで、こちらの小学校、中学校とも話し合いをさせていただいております。当然ながら利用団体

にもそのような形で利用していただきたいということで話を進めております。

ただ、若干ですね、利用団体の中にそういう形で対応できないところがございます。例えばテニスですとか、あと高校の部活、これについてはちょっと小学校、中学校の体育館利用では時間的に難しいということで、こちらの方は各団体をお願いして半年間お休みいただくというような形。高校の場合は高校の中でなんとか施設内で対応したいという回答もいただいておりますし、テニスにつきましては秋までの屋外テニスコートを利用した後、冬期間休むということでお話をいただいております。あと一つ忘れましたが、柔道がこれまた畳の施設が必要だということで、こちらの北見市留辺蘂の柔道連盟さんと合同で練習をするということで留辺蘂の武道館の方で練習をされるということで伺っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入に進みます。4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、2項国庫補助金、4項社会資本整備総合交付金。

14款道支出金、2項道補助金。15款財産収入、1項財産運用収入。20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り下さい。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は議案の4ページ、第2表 地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

ここでしばらく休憩します。午後2時55分から再開します。

休憩 14時33分

再開 14時55分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の質疑を続けます。

産業振興課長事務取扱より発言を求められておりますのでこれを許可します。

○和田産業振興課長事務取扱 先程農林水産業費の中で、補助金の中でのご質問をいただきましたデイリースポーツ置戸の設立に関しての補助についてのご質問でありましたけれども、先程お話申し上げましたが、自走ハーベスター組合と言うんでしょうか、それを発展させた形での設立というお話をさせていただきましたが、町で交付要綱を持ってます農業法人の事業支援補助金については、これについては該当しないということで、このデイリースポーツの方も了解をいただいております。つま

り、ハーベスターの利用組合ということが主でございますので、農業生産法人としても農地を所有する条件というのがございますので、それらに該当しないというところで代表である方の方にはその旨も伝えているようでございます。

ただし、国の事業であります農業経営力向上支援事業、農業経営法人化等支援事業という事業がございまして、これについては40万円ほどの支援が受けられるというふうなことでございます。国の間接補助ということですので、内示があり次第、後日また計上させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○佐藤議長 質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

〈議案第49号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 なければ議案第49号 平成28年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段歳入に進みます。2. 歳入。2款国庫支出金、1項国庫補助金。3款繰入金、1項他会計繰入金。6款町債。

質疑はありませんか。

○佐藤議長 なければ議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は議案の2ページ、第2表 地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第50号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第50号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2款下水道費、1項公共下水道事業費、2項農業集落排水事業費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 工事請負費なんですが、遠方監視装置更新工事ということで2カ所分計上されてま

すけれども、これはどうして当初予算で出てこないでここで出てきたのか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 ご説明申し上げます。置戸浄化センターの改築工事ということで、平成21年に長寿命化計画を立てまして、その第1期工事が平成26年度に終了しております。

それで当初、長寿命化計画の時に遠方監視の部分も盛り込もうとしていたんですけれども、まだ当時は国庫補助事業と言われておりまして、公共特定環境保全公共下水道事業の国土交通省の補助で農業施設の更新というのは認められませんというふうに言われておりました。ですので、第1期計画の中では除外していたんですけれども、その後交付金事業になりまして、交付金事業になりますと制度がちよっと変わりました、公共の中でも農業の施設ですか、その更新に際しても公共の補助で適用してもいいですと。効果促進事業と言われているんですけれども、そういう制度に変更がございまして、それで急遽、昨年平成27年に長寿命化の第2期計画ということでこの遠方監視をやるための第2期計画を立てました。

ですので、はたから見ればずっと更新しているような工事になるんですけれども、27年度新たに長寿命化計画の第2期計画を策定して、28年度新たにということになりましたので、当初というか、骨格の方がふさわしいだろうということで計上をいたしました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入に進みます。4ページ、5ページ。

2. 歳入。3款国庫支出金、2項社会資本整備総合交付金。4款繰入金、1項他会計繰入金。7款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は議案の2ページ、第2表 地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページ、3ページ。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について〉

○佐藤議長 議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

しばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。

休憩 15時03分

再開 15時08分

○佐藤議長 議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例から議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの8件を通して質疑漏れはありませんか。

7番。

○7番 小林議員 一般会計の予算の7ページ、戸籍住民登録に要する経費なんですけれども、負担金及び交付金の中で個人番号の関係で少しお聞きしたいんですが、当初は16年1月からスタートするというようなことだったんですけれども、その前に日本年金機構のトラブルがあったりして、非常に事務が遅れているというようなことが新聞に載っておりますけれども、置戸の交付状況についてまずお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 個人番号カードの申請件数と交付件数のことのご質問だと思いますのでお答えしたいと思います。個人番号カード、現在はマイナンバーカードと申しますが、申請件数ですが、5月31日現在の数字で346件、それで交付件数ですが、6月21日現在で267件の状況となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 そうすると何か思っているより非常に少ないような気がするんですが、将来的にはこれをもらわなくてもいいのかなというような感じがするんですが、その辺危惧していることはないですか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 地区で説明している段階で、マイナンバーカード自体に写真がついておりますので、それが身分証明書になりますよと説明しております。今免許証を持っている方はそれに置き換えられますけれども、将来免許証を使わなくなったりした時に、パスポートかそれが身分証明書になりますから、将来に向かっては必要になりますという住民についての説明会で行っております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例から議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの8件について一括討論を行います。

討論は4ありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第44号から議案第51号までの8件について討論を終わります。

これから議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例から議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてまでの8件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第44号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第44号 置戸町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に議案第45号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第45号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第45号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に議案第46号 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第46号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第46号 置戸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に議案第47号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第47号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第47号 置戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に議案第48号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第1号)から議案第50号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの3件を一括して採決します。

議案第48号から議案第50号までの3件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第48号 平成28年度置戸町一般会計補正予算(第1号)から議案第50号 平成28年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの3件については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

議案第51号については原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第51号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

○佐藤議長 次に日程第11 意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書を議題とします。

お諮りします。

意見書案第2号については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって意見書案第2号については趣旨説明を省略することに決定しました。

これから意見書案第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから意見書案第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書の採決を行います。

お諮りします。

意見書案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書については

原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議員の派遣について

○佐藤議長 次に日程第 1 2 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第 1 2 4 条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

今定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第 6 条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成 2 8 年第 4 回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 1 5 時 1 8 分